



東京都教育ビジョン

(第2次)

平成20年5月
東京都教育委員会

はじめに

東京都教育委員会は、平成 16 年 4 月に「東京都教育ビジョン」を策定し、これまで着実に教育改革を推進してきました。しかし、社会の急速な変化の中で、教育を巡っては、「確かな学力」の育成や規範意識の向上のほか、学校教育を地域の社会資源で支える仕組みづくり、家庭教育や子育てへの支援など、新たな課題も生じています。

東京都は、平成 18 年 12 月に、近未来の東京の目指すべき姿と、それに向けた政策展開の方向を示す都市戦略として、「10 年後の東京」を策定し、目標の一つとして「意欲ある誰もがチャレンジできる社会を創出する」ことを掲げ、その実現のために「次代を担う子どもたちを健全に育成する」政策展開を行っていくことを示しました。

国においては、平成 18 年 12 月に、約 60 年ぶりに教育基本法が改正され、「公共の精神」の尊重や「豊かな人間性や創造性」、「学校・家庭・地域住民等の相互の連携協力」等、東京都教育委員会の教育目標と同様の内容が、新たに規定されました。さらに、同法には、地方公共団体に対して、教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「教育振興基本計画」を策定することが努力義務として規定されました。

こうしたことから、「東京都教育ビジョン」の成果や「10 年後の東京」の基本的な考え方を踏まえ、関係各局の協力を得て、このたび、「東京都教育ビジョン（第 2 次）」（以下「本ビジョン」という。）を策定しました。本ビジョンは、東京都における「教育振興基本計画」として位置付けるものでもあります。

本ビジョンでは、東京都が目指すこれからの教育の柱として、「社会全体で子供の教育に取り組む」とことと「生きる力をはぐくむ教育を推進する」ことをあげ、今後 5 年間に取り組むべき重点施策とその実現に向けた具体的な推進計画を示しました。また、本ビジョンに掲げた施策を進めていく上で必要なものとして、教職員の定数増をはじめ地方公共団体に対する財源措置など、国に提案要求していく項目も示しました。

今後、東京都教育委員会は、本ビジョンに基づき、国、区市町村、民間も含めた関係機関の協力を得ながら、東京の教育を推進していきます。

結びに、本ビジョンの策定にかかわり、貴重な御意見をお寄せいただきました多くの皆様に感謝申し上げますとともに、本ビジョンの実現に向け、都民の皆様の一層の御支援、御協力をお願いいたします。

平成 20 年 5 月

東京都教育委員会

< 目次 >

第1章 基本的な考え方

社会の変化と教育が果たす役割	5
1 これからの10年間に予想される社会の変化	5
2 教育が果たす役割	6
東京都が目指すこれからの教育	8
1 社会全体で子供の教育に取り組む	8
(1) 家庭・学校・地域・社会の連携の強化	8
(2) 外部人材の積極的な活用	9
2 「生きる力」をはぐくむ教育を推進する	10
(1) 次代を切り拓く力の育成	11
(2) 「確かな学力」の育成	11
3 施策展開の3つの視点	13

第2章 重点施策と推進計画

東京都教育ビジョン（第2次）の体系	17
今後5年間で特に重点的に取り組むべき事項	19
3つの視点に基づく取組の方向・重点施策・推進計画	29
1 家庭や地域の教育力向上を支援する	29
(1) 家庭の教育力の向上	29
【重点施策1】 家庭教育を担う親への支援体制の充実	30
【重点施策2】 仕事と生活の調和による親の教育参加の推進	32
【重点施策3】 学校における家庭教育への支援	33
(2) 幼稚園・保育所における教育的機能の向上	34
【重点施策4】 小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実	35
【重点施策5】 幼稚園・保育所の連携促進	36
(3) すべての都民の参加による地域教育力の向上	37
【重点施策6】 団塊の世代等の活躍による地域教育活動の活性化	38
【重点施策7】 学校・家庭・地域・社会が連携した教育活動の推進	39
2 教育の質の向上・教育環境の整備を推進する	40
(4) 教員の資質・能力の向上	40

【重点施策 8】 教員養成段階における実践的な指導力の育成	41
【重点施策 9】 現職教員の指導力向上	43
【重点施策 10】 職責・能力・業績を重視した新たな人事・給与制度の構築	45
(5) 特色ある学校づくりの推進	47
【重点施策 11】 生徒・保護者の期待にこたえる学校づくり	48
【重点施策 12】 社会の期待にこたえる人材の育成	50
(6) 外部人材の教育活動への積極的な活用	52
【重点施策 13】 外部人材の教育活動への積極的な活用	53
(7) 特別な支援が必要な子供の教育の充実	55
【重点施策 14】 特別支援教育の充実	56
【重点施策 15】 外国人の子供に対する教育の充実	59
(8) 子供の安全・安心の確保	61
【重点施策 16】 子供が安全に暮らすための取組の推進	62
【重点施策 17】 有害情報から子供を守るための情報教育と企業との連携の推進	64
【重点施策 18】 学校における震災対策の推進	65
3 子供・若者の未来を応援する	66
(9) 児童・生徒の「確かな学力」の向上	66
【重点施策 19】 「確かな学力」を育成するための授業改善の一層の推進	67
【重点施策 20】 都立学校におけるICTを活用した授業力の向上	69
(10) 子供の心と体の健やかな成長	70
【重点施策 21】 規範意識や思いやりの心の育成	71
【重点施策 22】 子供の体力向上と健康づくりの推進	74
(11) 子供の社会的自立を支援する取組の推進	77
【重点施策 23】 キャリア教育の推進	78
【重点施策 24】 障害のある生徒の自立と社会参加に向けた教育の推進	79
(12) 首都東京・国際社会で活躍する日本人の育成	80
【重点施策 25】 人間関係を築く基礎となる力の育成	81
【重点施策 26】 社会貢献の精神を育成する教育の推進	83
【重点施策 27】 日本の伝統・文化に対する理解の促進	85

第3章 東京都教育ビジョン(第2次)の実現に向けて

関係局、関係機関等との連携・協力	87
確実な実現に向けた点検・評価	88
更なる改革を進めるための国への提案要求	88

参考資料

都民の意見と意見の反映	94
-------------	----

第 1 章
基本的な考え方

社会の変化と教育が果たす役割

1 これからの 10 年間に予想される社会の変化

東京都の人口は、平成 27 年ころには 1,300 万人程度に増え、その後、緩やかな減少に転じるものと見込まれる。また、平成 13 年度から増加している公立小学校児童数は、平成 22 年度まで増加し、その後、地域によって違いはあるものの、全体的には平成 24 年度ころまで増加の傾向にある。さらに、平成 18 年度から増加に転じた公立中学校生徒数は、引き続き増加傾向を示す。

しかし、全国的に進行する少子化の影響は避けられず、長期的には生産年齢人口は減少するものと見込まれる。また、高齢化は着実に進行し、10 年後には約 300 万人の高齢者が東京で生活することとなる。

今後、女性や高齢者の労働市場参加を一層促進することが必要であり、男性や若年層も含めて社会全体で働き方の見直しを進め、一人一人の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現していくことが重要な課題となる。

大量退職期を迎えている団塊の世代¹⁾は、定年退職後も、新たな価値を生む活動を自ら作り出す活力ある層として社会を活性化することが期待されている。ボランティア活動やコミュニティづくりに対する社会的気運や参画意識が高まり、多くの都民が幅広い分野で活躍する社会が広がっていく。

情報化の一層の進展に伴い、ユビキタスネット社会²⁾の時代を迎える。高齢者や障害者も含め、だれでも簡単に ICT³⁾を活用できるようになり、世代や地域を越えたコミュニケーションが盛んになるとともに、新しい社会システムや価値観などが生み出されるようになる。しかし、その一方で、個人情報漏洩やネット上の悪質商法、有害情報の氾濫、インターネット依存症等といった ICT の「影」の部分への対応も課題となる。

地球温暖化に代表される世界的な環境危機が深刻化し、環境面から持続可能な社会システムの構築が急務となってくる。また、教育分野においても、社会が持続的に発展していくための人材育成という視点がますます重要となる。

1) 団塊の世代：昭和 22 年から昭和 24 年の 3 年間に生まれた世代を指す。この 3 年間の出生数は厚生労働省の統計では約 800 万人である。

2) ユビキタスネット社会：ユビキタスとは、ICT が生活の隅々にとけ込むことによって、あらゆる人や物が結び付くという基盤性に着目した理念

3) ICT：情報（information）や通信（communication）に関する技術の総称

グローバル化⁴⁾が一層進み、多様な主体や異なる文化との共生がより強く求められる。同時に、様々な分野においてボーダレス化⁵⁾が進み、国際競争が一層激しくなる。人々の知的活動・創造力が最大の資源である我が国には、国際競争力を高めるために、科学技術等によるイノベーション⁶⁾を生み出す仕組みの強化が求められる。

2 教育が果たす役割

我が国では、明治期における近代学校教育制度の成立以来、国民の教育水準の向上に国を挙げて取り組み、国家の近代化を大きく加速させてきた。戦後においても、国民の知的水準の高さが、高度経済成長の大きな原動力となり、今日の豊かな社会の実現につながった。こうした歴史が示すように、教育は、いつの時代も国家・社会の発展の礎となるものである。

教育基本法第1条では、教育の目的を「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と規定している。

教育には、個人の能力を伸長し、自立した人間を育てるとともに、国家や社会の形成者たる国民を育成するという使命があり、このことはいかに時代が変化しても変わらないものである。国家の発展に努めるとともに、世界の平和と人類の幸福に貢献しようとする人間を育成していくことは、教育の重要な使命である。

また、先人たちの努力と英知によって築かれ、継承されてきた文化や文明を、後の世代に受け継ぎ、より豊かなものへと発展させていくことも教育の重要な使命である。

先に述べた今後10年間の社会の変化を見据えたとき、これからの時代を切り拓き、次代を担う力を持った子供たちを育成することは、資源に恵まれない我が国にとって、何よりも重要なことである。

4) グローバル化：物事の規模が国家の枠組みを越え、地球全体に拡大すること。

5) ボーダレス化：境界が薄れた状態。世界経済・情報通信・メディア・環境問題など、国家の枠にとどまらない多様な事象や活動についていう。

6) イノベーション：人々に新しい価値をもたらす行為。経済成長の原動力となる革新

東京都教育委員会は、日本の未来を担う人間を育成する教育が重要であるとの認識に立ち、教育目標において次のように目指す人間像を示している。

東京都教育委員会は、子供たちが、知性、感性、道徳心や体力をはぐくみ、人間性豊かに成長することを願い、

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間
- 社会の一員として、社会に貢献しようとする人間
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな人間

の育成に向けた教育を重視する。

そして「東京都教育ビジョン」(平成16年4月)においては、この教育目標をもとに、次のように人間像を述べている。

この教育目標の定める人間像は、自らの夢や目標の実現を目指して努力し、自己実現を図っていくことのできる人間、自らを厳しく律するとともに、他者への思いやりの心を持ち、様々な人々との交流などを通して豊かな人間関係を築くことのできる人間、日本の伝統・文化を尊重し、自らの言葉で語ることのできる人間、世界の中の日本人としての誇りと自覚を持って、社会の一員としての責任を果たし、社会に積極的に貢献していこうとする人間である。

教育目標には、教育の普遍的な使命と新しい時代の大きな変化の潮流を踏まえた人間形成の理念がある。東京都教育委員会は、今後も教育目標及び「東京都教育ビジョン」で示した人間像を目指し、子供たちの教育に力を入れていく。

東京都が目指すこれからの教育

いかなる時代においても、社会にとって最も大切なことは、次代を担う人材を育成していくことである。子供たち一人一人が、様々な活動に目を輝かせて取り組み、将来に夢や希望を持って成長していくことは、都民の共通した願いである。同時に、子供たちが生き生きと活躍する姿は、それぞれの地域、そして東京都全体に活力を与えてくれるものである。

平成 25 年に東京で開催される国民体育大会や平成 28 年に行われるオリンピックの招致は、子供たちに多くの夢や希望、そして感動を与える機会となるに違いない。

東京都教育委員会は、子供たちが夢や希望を持ち、多くのことに感動しながら成長していけるように、教育行政に取り組んでいく。

1 社会全体で子供の教育に取り組む

東京の教育を更に向上させていくには、これからの社会の変化を見据えつつ、子育て家庭への支援や高齢者の多様な分野での社会参加の促進といった、当面する課題への対応とともに、社会全体で子供の教育に取り組む環境を整えていくことが必要である。

また、これからは、生涯学習の時代といわれている。生涯学習社会とは、すべての都民が生涯を通じて自己実現のために努力することができる豊かな社会であり、東京都教育委員会をはじめ、国や区市町村のほか、企業・大学・NPO¹⁾等も含めて社会全体の力を結集し、生涯学習社会を実現していくことが求められている。

(1) 家庭・学校・地域・社会の連携の強化

「東京都教育ビジョン」では、21 世紀を担う子供たちの育成という目標の下、家庭・学校・地域・社会に期待される役割を明らかにした。

家庭：基本的な生活習慣等を身に付け、家族愛の中で心の居場所を見出す場

学校：社会で求められる知識・技能、人間関係の基礎などを習得する場

地域：人間関係や社会の中での習慣や規則を学ぶ場

社会：職業生活や社会貢献を通じて自己実現を図る場

1) NPO：ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。法人格の有無を問わず、様々な分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会の多様化したニーズにこたえる重要な役割を果たすことが期待されている。

家庭・学校・地域・社会に期待される役割は変わるものではなく、それぞれの立場の人々が改めて確認する必要がある。同時に、これからの教育は、関係者の相互の連携によってこそ成り立つとの認識に立つことが重要である。

学校は、子供たちの教育に直接的にかかわる立場であるが、同時に関係者のニーズを受け止め、それを教育活動に適切に反映させ、課題も含めて、その過程や結果を関係者に説明していくことが求められる。しかし、学校のこうした取組だけでは教育は成り立たない。例えば、学力の向上には、基本的な生活習慣を確立していくことが重要な要素の一つであり、学校での学習指導とともに、家庭での取組があつてこそ成果が期待される。さらに、子供たちの安全や豊かな体験の場の確保は、学校と地域、社会が連携してこそできるものである。

家庭・学校・地域・社会が共通の認識の下に連携・協力して子供の教育に当たることは、結果的に家庭や地域、そして、社会全体の教育力を向上させていくことにもつながっていく。こうしたことから、社会全体で子供の教育を支える仕組みを構築し、都内全域に波及させていくことを目指す。

(2) 外部人材の積極的な活用

様々な要因により、最近の学校教育には解決の困難な多くの課題が発生している。教育に対する高い期待と様々なニーズが存在する中、もはや学校だけですべてを解決するには限界がある。

これからは、すべて教員だけで担おうとしてきた意識を改め、積極的に外部の人材を活用し、広く様々な分野からの協力を得て学校を地域に開かれたものにしていくことが必要である。

退職期を迎える団塊の世代は、様々な社会経験を積み、知恵と活気にあふれた活力ある層として社会を活性化することが期待できることから、こうした人材をはじめとして、地域の様々な人材の力を積極的に活用していくことが大切である。

また、学校の教育活動は、様々な専門性を有する外部人材の協力を得ることで、一層の効果を上げることが期待される。こうした専門性を有する人材を学校や地域における教育活動に積極的に活用していく仕組みを整えていくことは、東京都の教育の質を高めしていく上で極めて重要である。

様々な経験や専門性を有する人たちが、学校や地域の教育を支援することを通じて、自己実現を果たしていくことは、生涯学習社会の実現にも通じるものである。

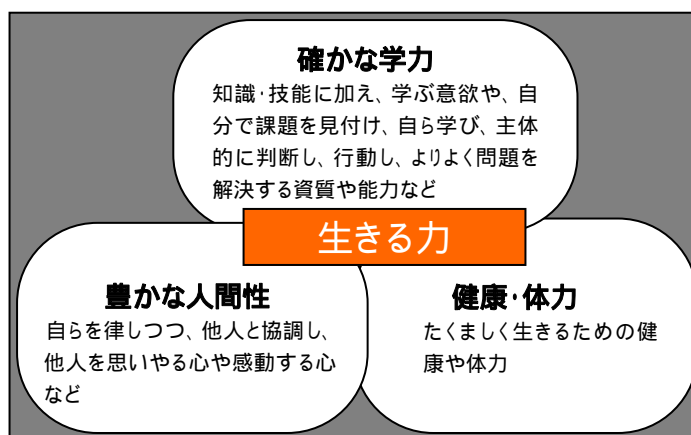
2 「生きる力」をはぐくむ教育を推進する

「生きる力」とは、変化の激しいこれからの社会を生きる子供たちに身に付けさせたい「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康・体力」の三つの要素からなる力である。

21世紀の社会は、科学技術の一層の発展とグローバル化のますますの進展が予想され

る。今日の高度情報化社会の到来は、様々な情報が容易に入手できるようになるなど、人々の生活様式を豊かにさせた反面、我々は、インターネット等を利用した新たな犯罪の増加、情報格差²⁾の拡大など、これまでに経験のない問題に直面している。また、グローバル化の時代には、様々な文化や価値観を持つ多様な主体と共に生きていくとともに、国際競争の激しい社会において、力強く生き抜いていく力が求められる。

このような社会で、子供たちが自分の未来を切り拓いていくには、「生きる力」をはぐくむという理念がますます重要になってくる。とりわけ、他者との人間関係を築き、協調したり切磋琢磨したりしながら自己の役割を果たしていく力や、いかなる状況においても、自ら考え判断し、困難な局面を切り拓いていくことのできる「確かな学力」を身に付けることは、これからの時代を、主体的、創造的に生きていくために極めて重要である。そのためにも、子供たちが、知的好奇心を広げ、試行錯誤を繰り返しながら、様々なことにチャレンジしながら成長していくことのできる教育の実現を図っていく必要がある。



2) 情報格差：情報や情報通信技術を持つ者と持たない者の間に発生する格差

(1) 次代を切り拓く力の育成

人間は、他者や社会などとのかかわりの中で生きていく存在であり、これからの国際競争の激しい時代を生きる子供たちには、自らに自信を持ち、様々なことに挑戦するとともに、自らを律しつつ、他者と協調することが求められる。

そのためには、積極的で思いやりのある豊かな人間性や、たくましく生きるための健康、人間活動の源であり、意欲・気力といった精神面の基盤でもある体力などを育成していくことが一層必要になってくる。

とりわけ、他者との人間関係を築く力は、子供たちが新しい社会を切り拓いていく上で必要不可欠な能力である。人間関係を築いていくには、相手の考えや気持ち、立場などを「想像」し、新たな関係や社会を「創造」していく力が求められる。そのためには、他者と積極的にコミュニケーションを行うための能力や、思いやりのある豊かな人間性などの育成が必要になる。

人間関係を築く力は、子供たちが未来への夢や目標を抱き、活力ある豊かな国家・社会をつくる営みに参加する原動力となるものであり、その育成は、10年先の社会を見据えたとき、子供たちが最も身に付けていかなければならない力である。

(2) 「確かな学力」の育成

「東京都教育ビジョン」では、平成14年度から小・中学校において新たな学習指導要領が実施されたことを受け、児童・生徒が時間的・精神的なゆとりの中でじっくり学び、基礎・基本を確実に身に付ける教育を推進していくことや、多くの知識を教え込む教育から、自ら学び自ら考える力など「生きる力」をはぐくむ教育への転換を図っていくことを重視し、取組を進めてきたところである。

ところが、いわゆる「ゆとり教育」という言葉が象徴するように、ゆとりの中で「生きる力」をはぐくむという理念が、十分理解されないまま、学力向上を重視しない考え方であるとの批判が高まった。

しかし、東京都教育委員会においては、児童・生徒一人一人に、基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付けさせるとともに、いかに社会が変化しようと、自ら主体的に課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の育成を図ることを重視してきたところであり、今後もその考え方に変わりはない。

そのため、教育の結果や児童・生徒の学力の状況に絶えず関心を払いながら、授業改善や家庭教育との連携の強化を図ることを通じて、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図るとともに、それぞれの教科で身に付けた知識や技能を活用する学習活動を重視し、児童・生徒の「確かな学力」の育成を目指した教育を推進していく。

3 施策展開の3つの視点

「本ビジョン」では、「東京都が目指すこれからの教育」を確実に実現していくため、以下の3つの視点から取組を進めていく。

視点1 「家庭や地域の教育力向上を支援する」

子供の健やかな成長は、学校を取組だけで成り立つものではない。家庭においては、基本的な生活習慣の確立や心と体の調和の取れた発達が図られ、また、地域では、友達との遊びや世代の異なる様々な人との触れ合いを通じて、自立心や自制心を培い、それらを基盤に、学校教育が効果的に展開されるのである。

一方、人々の価値観や倫理観等の変化、教育へのニーズの高まり等を背景に、学校は多くの深刻な課題を抱えている。本来、教育は、家庭・学校・地域・社会の様々な関係者の相互の取組によって成り立つものである。子供の教育に係る様々な課題に対応していくには、関係者が相互に教育に対する責任を自覚し、地域の多様な人材で学校を支える仕組みを整えていくことが必要になってきている。

こうしたことから、次代を担う子供たちを育成していくためには、まず何よりも、子供の教育の第一義的責任を有する家庭と、子供が成長・発達していく場となる地域社会の教育力向上を支援していくことが必要であり、1つ目の施策展開の視点を「家庭や地域の教育力向上を支援する」とした。

視点1「家庭や地域の教育力向上を支援する」では、次の3つの「取組の方向」から「重点施策」を示す。

- 家庭の教育力の向上
- 幼稚園・保育所における教育的機能の向上
- すべての都民の参加による地域教育力の向上

視点2 「教育の質の向上・教育環境の整備を推進する」

子供たちの健やかな成長は都民の願いであり、学校教育に対する期待は高い。将来の首都東京、日本、そして国際社会で活躍する人材の育成を目指し、児童・生徒が、目を輝かせて生き生きと学ぶことのできる学校づくりや、社会が期待する人材を育成する教育は、これからも力強く推進していかなければならない。

しかし、団塊の世代に当たる経験豊かな教員が大量に退職する時期を迎え、質の高い教育を提供していくには、何よりもその担い手である教員の指導力向上が重要になってきた。一方で、子供の指導に十分時間を確保できないといった教員の多忙感も指摘されている。

また、東京都においては、特別支援教育¹⁾の対象者数が急増しており、学校における特別支援教育の一層の充実に向けた支援体制を整えていくことが課題となっている。日本語指導を必要とする外国人児童・生徒も増加しており、外国人の子供の教育の充実と受入体制の整備等が課題になっている。

さらに、携帯電話やインターネットの目覚ましい普及の影で、それらを利用した犯罪が増加するなど、子供たちを様々な危険から守るための取組は、これからの大きな課題である。

こうした課題に迅速かつ適切に対応し、都民の期待にこたえる教育を推進していくためには、教育の質を高めるとともに、教育環境を整備することが急務となっている。そのため、2つ目の施策展開の視点を「教育の質の向上・教育環境の整備を推進する」とした。

視点2「教育の質の向上・教育環境の整備を推進する」では、次の5つの「取組の方向」から「重点施策」を示す。

- 教員の資質・能力の向上
- 特色ある学校づくりの推進
- 外部人材の教育活動への積極的な活用
- 特別な支援が必要な子供の教育の充実
- 子供の安全・安心の確保

1) 特別支援教育：障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置付けられ、すべての学校において、障害のある幼児・児童・生徒の支援を更に充実していくこととなった。

視点3 「子供・若者の未来を応援する」

今日の豊かな時代の中で、人々の価値観は多様化し、子供・若者の規範意識や倫理観、勤労観の低下が指摘されるようになった。自己の権利は主張しても、自らが果たすべき責任の自覚や正義感、志が欠けてきているのではないかと、といった指摘がある。

次代を担う子供たちには、基礎的・基本的な知識・技能や自ら学ぶ意欲・態度、自ら考え課題解決を図る力などの「確かな学力」とともに、自分への自信を高め、進んで社会に貢献し、他者とともによりよく生きようとする自覚や態度、さらには、様々な人たちと豊かな人間関係を築いていく力などを身に付けていくことが重要となる。

このように、大きな可能性を持つ子供たちに、未来をたくましく切り拓いていくために必要となる力を身に付けさせていくことが必要であり、3つ目の施策展開の視点を「子供・若者の未来を応援する」とした。

視点3「子供・若者の未来を応援する」では、次の4つの「取組の方向」から「重点施策」を示す。

- 児童・生徒の「確かな学力」の向上
- 子供の心と体の健やかな成長
- 子供の社会的自立を支援する取組の推進
- 首都東京・国際社会で活躍する日本人の育成

第2章
重点施策と
推進計画

東京都教育ビジョン(第2次)の体系

東京都教育ビジョン(第2次)では、施策展開の3つの視点に基づき、12の取組の方向及び27の重点施策を掲げ、その実現に向けた具体的な推進計画を示す。



推進計画

「子ども家庭総合センター(仮称)」の整備による相談体制の充実 育児不安軽減等のための親支援プログラムの実施
企業における仕事と生活の調和の推進と社会全体の気運の醸成の促進 学童クラブの設置促進
公立学校全体における食育の推進 乳幼児の保育を直接的に体験できる機会の確保 幼稚園・保育所における家庭教育の支援
幼稚園・保育所と小学校との交流の促進
「認定こども園」の設置促進 幼稚園の教員と保育所の保育士との交流促進
退職教職員が地域社会の教育活動に積極的に参加できる仕組みの構築
「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の活用
大学との連携による優秀な新入教員の養成・確保 教員の採用選考から任用までにおける取組の充実
東京教師道場を中心とした研修体制の充実 児童・生徒の教育を担う教員の健康管理の徹底
優秀な教育管理職等の育成・確保 初任者からのきめ細かな人材育成
都立高校における特色化の推進 区市町村立学校における学校評価の推進
社会の期待や新たなニーズに対応した専門高校の実現 新たな都立高校づくりの検討
都立肢体不自由特別支援学校における自立活動等の充実
乳幼児期から学校卒業後までの円滑な移行の支援 外部の教育資源を活用した特別支援学校を支援する仕組みづくり 特別支援学校のセンター的機能の発揮 都立高等学校等における特別支援教育体制の整備
外国人の子供の不就学の防止 都立高校における外国人生徒の受入体制の充実
地域全体による子供の安全の確保 学校における消費者教育の促進 都立学校における感染症等の健康危機管理対策の推進
情報モラル教育の推進 子供とメディアとのかかわり方の保護者への普及・啓発 携帯電話やインターネットの利用を巡る問題への対応
都立学校における緊急地震速報の活用 都立学校施設の耐震化の推進 都立学校の帰宅支援ステーション機能の強化
理数系の学習の促進 「第二次東京都子供読書活動推進計画」の策定
道徳教育の質的な向上 福祉に関する学習の推進 「心の東京革命」の推進 学校における動物愛護等の普及・啓発活動の促進 児童・生徒のいじめ、暴力行為等への対策の強化 児童・生徒の不登校への対策の強化
地域における子供のスポーツ活動の推進 幼稚園、保育所及び小・中学校の校庭の芝生化の推進 児童・生徒の健康づくりの推進 部活動の振興 部活動による競技力向上
小・中学校におけるキャリア教育の取組の普及・啓発 都立高校におけるキャリア教育の推進
副籍制度の充実
コミュニケーションの基盤となる言語に関する能力の育成 様々な体験活動の機会の充実
都立高校における教科「奉仕」の推進 小・中学校における奉仕体験活動の促進 小学校等における環境教育の促進
子供が芸術家等と触れ合う機会の確保

今後 5 年間で特に重点的に取り組むべき事項

本ビジョンで東京都が目指す教育は、「社会全体で子供の教育に取り組み、一人一人に『生きる力』をはぐくむ教育を推進する」ことである。

この姿を実現するには、「家庭・学校・地域・社会との連携の強化」「外部人材の積極的な活用」「次代を切り拓く力の育成」「『確かな学力』の育成」を実現していく必要があり、本ビジョンで示す施策の中でも、とりわけ以下の事項については、特に重点的な取組を進めていく。

【視点1】家庭や地域の教育力向上を支援する

取組の方向1「家庭の教育力の向上」

乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクトの推進【推進計画1（30ページ）】

子供の教育に対する家庭の役割を改めて喚起し、家庭において子供たちに基本的な生活習慣を身に付けさせていくとともに、地域を基盤に親たちに社会的なつながりを促していく必要がある。

このため、子育てに関心のない層を含めたすべての親を対象に、乳幼児期からの子供の教育の重要性を伝えるための効果的な方法を開発するとともに、地域において乳幼児と親を支援する住民間のネットワークづくりを進める。

取組の方向2「幼稚園・保育所における教育的機能の向上」

就学前教育に関する総合的なカリキュラムやプログラムの開発【推進計画9（35ページ）】

就学前教育は、義務教育とその後の教育の基礎を培う極めて重要なものである。

このため、幼児が幼稚園や保育所において、質の高い幼児教育を受けることができるよう、幼児教育機関が取り組むべき教育内容で構成したカリキュラムと、就学前教育の展開と小学校との円滑な接続を図るためのプログラムを開発する。

取組の方向3「すべての都民の参加による地域教育力の向上」

地域教育活動を担う教育サポーターの養成【推進計画13（38ページ）】

これからの学校教育は、学校と地域との連携を強化し、地域総ぐるみで学校を支え、教育活動を活性化させていくことが重要であり、団塊の世代を中心に、地域に貢献する意欲と熱意を持つ都民の教育活動への参加を促進する必要がある。

このため、高齢者や団塊の世代をはじめとした地域住民を教育サポーターとして養成し、学校教育等を活性化するとともに、教育を支援したいという都民の希望を実現する。

「学校支援ボランティア推進協議会」の設置推進【推進計画 16 (39 ページ)】

地域全体で子供の教育を支えるためには、学校・家庭・地域・社会が具体的に連携・協働する仕組みを構築する必要がある。

このため、「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」や国の学校支援地域本部事業を活用して、各区市町村において、家庭・地域・社会が連携・協働し、地域全体で子供の教育を支える「学校支援ボランティア推進協議会」の設置を推進し、様々な教育活動に多様な地域の人材の活用を促進する。

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	5 年後の到達目標
家庭の教育力の向上	乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクトの推進					乳幼児期からの子供の教育支援の取組が区市町村において展開
	・教材開発 ・親・保護者の力量形成プログラムの作成	・「子供の育ち」を支える取組 ・地域における担い手の養成				
幼稚園・保育所における教育的機能の向上	就学前教育に関する総合的なカリキュラムやプログラムの開発					就学前教育機関においてカリキュラムの内容を日常の保育で活用
	・就学前教育に関する推進会議設置 ・就学前教育振興のための資料作成	・就学前プログラムの開発 ・モデル地域における実証研究	・就学前教育カリキュラムの開発		・成果検証 ・シンポジウム開催 ・評価と支援の実施	
すべての都民の参加による地域教育力の向上	地域教育活動を担う教育サポーターの養成					高齢者や団塊の世代が教育サポーターとして都内各地で活躍し、各区市町村において地域の人材を活用した教育活動が展開
	・研修・養成プログラム検討	・教育サポーターの養成				
	「学校支援ボランティア推進協議会」の設置推進					
	・国の学校支援地域本部事業を活用した事業展開		・都独自の事業展開の検討			

【視点2】教育の質の向上・教育環境の整備を推進する

取組の方向4「教職員の資質・能力の向上」

公立学校への指導教諭の任用【推進計画20(43ページ)】

都民の期待にこたえ、質の高い教育を行うためには、学習指導や生活指導等に関する高い実践力や応用力を身に付けた優秀な教員が、学校において他の教員に対し日常的に教育上の指導・助言等を行うことで、学校全体として教員の指導力向上を図っていく必要がある。

このため、他の教員に対して教育指導の改善・充実のために必要な指導・助言を行う指導教諭について、具体的な職務内容や任用規模、選考方法、年次計画等について検討し、任用していく。

教職大学院を活用した現職教員の育成【推進計画21(44ページ)】

連携する教職大学院に、現職の教員や教育管理職候補者を派遣して、経営能力をはじめ、教育課程や学習指導、新たな教育課題への対応等にかかわって高い実践力や応用力を身に付けさせ、東京都の教育の中核を担い得る教員や高い専門性と優れた行政感覚を持つ指導主事などを計画的に育成する。

メリハリのある給与水準・給与体系の実現【推進計画23(45ページ)】

教員一人一人の意欲を引き出し、その資質・能力を一層向上させるためには、職責に見合った人事・給与制度を構築する必要がある。

このため、校長、教諭及び養護教諭について、職務の困難度及び責任の度合いの違いに基づいて職を分化し、新たな職として設置した統括校長、主任教諭及び主任養護教諭を任用するとともに、教員それぞれの職に応じた適切な処遇を実現する。

取組の方向5「特色ある学校づくりの推進」

ものづくり人材の育成【推進計画28(50ページ)】

国際競争が厳しくなる中、企業は即戦力となる人材や、早期育成が可能な人材を求めており、ものづくり人材の育成を推進する必要がある。

小・中学校段階からのものづくり教育

工業高校において、夏季休業日等を活用して、小・中学生を対象としたものづくり教室を実施するとともに、工業高校や高等専門学校に関するPR活動を充実・強化するなど、ものづくり人材の早期発掘・育成を行う。

産業界のニーズにこたえる教育カリキュラムの実施

工業高校において、「東京版デュアルシステム」の推進や職業訓練機関との連携、企業OBを含めた熟練技能者の活用、ものづくり企業でのインターンシップなどにより、産業界が求める技術・技能を習得した技術者を育成する。

複線型ものづくり人材育成ルートの構築

工業高校から高等専門学校への編入枠の設定や高等専門学校の新キャンパス開設の検討など、工業高校から高等専門学校、さらには産業技術大学院大学への接続などの仕組みづくりを進める。

高大連携接続教育プログラムを開発し、工業高校と大学との連携を拡大するとともに、高等専門学校から学生を首都大学東京へ受け入れるための仕組みを整備すること等により、産業界から評価が高く実践的な技術力を備えた即戦力となる人材や高度な専門技術・知識を有する人材を育成する。

取組の方向6「外部人材の教育活動への積極的な活用」

外部人材の教育活動への積極的な活用【推進計画31(53ページ)】

学校における様々な教育活動において、その効果を高めるためには、多様な専門性を有する外部人材の協力が有効である。

多様な外部人材の活用に関する総合的な検討

専門性を有する人材をはじめ、多様な外部人材の効果的な活用の方法等について総合的に検討し、学習指導における指導体制の改善や教員の職務の効率化を進める。

専門性を有する外部人材を活用するための仕組みづくり

専門的な指導を充実するとともに、学校の実態や児童・生徒のニーズに応じた特色ある教育活動を円滑に企画・立案・調整していくことができるように、地域の各種団体や関係機関等と連携し、様々な専門性を有する外部人材を積極的に活用するための仕組みを構築する。

取組の方向7「特別な支援が必要な子供の教育の充実」

特別支援学校における一人一人の障害に応じた教育の充実【推進計画33(56ページ)】

知的な遅れのない発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた特別支援教育の一層の充実を図る必要がある。

このため、小・中学部を設置するすべての知的障害特別支援学校において自閉症の教育課程を編成・実施する。

また、複数の障害部門を併置する特別支援学校について、整備を進めるとともに、各部門の特性を生かした教育課程を研究・開発し、学校において編成・実施する。

外国人児童・生徒に対する日本語指導・相談の充実【推進計画 38 (59 ページ)】

外国人の数は、日本国内での労働力としての需要の増大から今後も増加することが予想され、日本語指導が必要な外国人児童・生徒の増加も見込まれることから、外国人の子供に対する教育を充実する必要がある。

このため、日本の学校に就学した外国人児童・生徒が、学校の環境に適応し、生き生きと学校生活を送ることができるようにするため、日本語指導のための教材「たのしい がっこう」の改訂・言語数の拡大を行うとともに、区市町村教育委員会の指導主事に対する研修等の実施や児童・生徒の母語となる外国語を話すことのできる専門家の派遣など、区市町村教育委員会と連携し、公立学校における外国人児童・生徒に対する日本語指導と相談を充実する。

取組の方向 8 「子供の安全・安心の確保」

「放課後子供教室」の推進【推進計画42 (62ページ)】

学校内や登下校中の子供の安全を守るためには、地域で子供を見守る取組や子供自らが自分を守る手段の普及など、学校・PTA・地域・関係機関がそれぞれに連携した取組を進める必要がある。

このため、放課後や週末等に小学校等を活用して、すべての子供を対象として安全・安心な居場所を設け、地域住民の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進することができるよう、東京都放課後子供教室推進委員会において総合的な放課後対策を検討するとともに、コーディネーターや安全管理員等への研修を実施し、すべての区市町村において「放課後子供教室」を実施する。

安全教育プログラムの推進【推進計画43 (63ページ)】

都内すべての公立学校において安全に関して必ず指導すべき基本的事項とその指導計画等を示した全国初の安全教育プログラムを作成し、全教員に配布するなど、児童・生徒に危険を予測し回避する能力や、他者や社会の安全に貢献できる資質・能力を身に付けさせる。

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	5年後の到達目標
教員の資質・能力の向上	<p>公立学校への指導教諭の任用</p> <p>・検討</p>					<p>スクールリーダーとなる中核的な教員や指導力の高い教員が増え、子供たちへの指導が充実</p>
	<p>教職大学院を活用した現職教員の育成</p> <p>・現職教員・教育管理職候補者の派遣</p> <p>メリハリのある給与水準・給与体系の実現</p> <p>・新たな職の任用と職に見合った処遇の実現</p>					
特色ある学校づくりの推進	<p>ものづくり人材の育成</p> <p>・小中学生ものづくり教室</p> <p>・デュアルシステム導入校拡大の検討</p> <p>・編入プログラムの検討・試行</p>					<p>企業が求める専門性の高い人材の育成</p>
外部人材の教育活動への積極的な活用	<p>外部人材の教育活動への積極的な活用</p> <p>・外部人材の効果的な活用に係る検討</p>					<p>各学校で専門家を含む外部人材を円滑に活用</p>
特別な支援が必要な子供の教育の充実	<p>特別支援学校における一人一人の障害に応じた教育の充実</p> <p>・自閉症教育課程を知的障害特別支援学校小中全部で実施</p> <p>・複数の障害種別教育課程の開発</p>					<p>特別な支援を必要とする子供たちに対して、よりきめ細かな教育が展開</p>
	<p>外国人児童・生徒に対する日本語指導・相談の充実</p> <p>・日本語指導のための教材の改訂</p>	<p>・試行</p>		<p>・拡充</p>		
子供の安全・安心の確保	<p>「放課後子供教室」の推進</p> <p>・放課後子供教室推進事業の定着・推進</p>					<p>全区市町村で放課後子供教室が充実するとともに、学校での安全教育が充実</p>
	<p>安全教育プログラムの推進</p> <p>・安全教育プログラムの作成</p> <p>・開発委員会・推進校の設置</p>	<p>・安全教育プログラムを活用した教育の推進</p> <p>・推進校による公開授業・研究会の実施</p>		<p>・全区市町村で実施</p>		

【視点3】子供・若者の未来を応援する

取組の方向9「児童・生徒の『確かな学力』の向上」

「確かな学力」の定着と伸長【推進計画 52 (67 ページ)】

基礎的・基本的な知識・技能の習得とそれぞれの教科で身に付けた知識・技能を活用する学習活動を重視し、児童・生徒の「確かな学力」を育成する必要がある。

基礎的・基本的な内容に関する指導の徹底

小学校・中学校それぞれの段階で、すべての児童・生徒が身に付けておくべき内容を指導するための基準「東京ミニマム」を示すとともに、都及び国の学力に関する調査の結果等に基づき、「授業改善推進プラン」の作成・実施・検証・改善のサイクルによる授業改善を推進する。

また、基礎学力向上の観点から、習熟の程度に応じた少人数指導を充実する。

知識・技能を活用する力や学習に対する意欲等の育成

知識・技能を活用する力、思考力や判断力、表現力、学習に対する意欲などを育成し伸ばしていけるよう、授業改善の視点や効果的な指導例を指導資料として示すなど、各学校における学力向上の取組を支援する。

都立学校ICT計画の推進【推進計画 55 (69 ページ)】

ICTを活用した授業改善を積極的に進め、児童・生徒の学習に対する意欲や学習の達成感等を高めていく必要がある。

全都立学校への校内LANの整備

校内LANを整備することにより、教員同士が情報を共有し、相互に教材を開発・活用できる仕組みや生徒が自由にその教材を活用し、予習・復習できる仕組みを構築する。

ICT機器を活用した授業の促進

持ち運び可能なコンピュータを配備することで、どの教室においてもインターネット等を活用した授業が行えるICT環境を全都立学校に整備する。

ICTの活用による教材作成や校務処理の効率化・高機能化

ICTを活用することにより、教材作成や校務処理の効率化・高機能化を進め、教員が教材研究や生徒の指導などの本来的な職務に取り組むことができる時間を確保するとともに、精度の高い分析データに基づく、児童・生徒一人一人に応じた一層きめ細かな指導を実現する。

ICTを活用した教員の指導力の向上

都立学校のすべての教員がICTを活用した授業を行うことができるように、教科別リーダーの養成や全教員を対象としたICT研修、コンピュータが苦手な教員への研修などを実施する。なお、その際、個人情報取り扱い及び管理に関する研修も併せて実施する。また、「情報教育ハンドブック」(仮称)を作成する。

取組の方向 10「子供の心と体の健やかな成長」

「法」に関する教育の推進【推進計画57(71ページ)】

公共の場での基本的なマナーを守れない、耐性を欠き自己をコントロールできない子供が増えていることから、子供たちの発達段階に即して、社会の責任ある一員としての規範意識や公共心、思いやりの心等を育成する必要がある。

このため、規範意識など自由で公正な社会の担い手としての資質・能力の基礎を学校段階から育成するため、責任ある市民生活を送る上で必要となる身近な「法」に関する教育のカリキュラム開発や指導資料の作成を行うとともに、教員研修等を実施する。

スポーツ教育の推進等による学校体育の一層の充実【推進計画 63(74ページ)】

子供たちの心身のバランスの取れた発達を図るためには、子供たちが、国際親善や世界平和に大きな役割を果たしているオリンピックや国際的なスポーツ大会の意義等を正しく理解し、積極的に運動やスポーツに親しみ人々と交流することにより、心身の調和的な発達を遂げ、進んで平和な社会の実現に貢献することが重要である。

このため、児童・生徒が運動やスポーツに親しみ積極的に体力を高めることができるよう、「東京都児童・生徒の体力テスト調査」により現状を分析するとともに、区市町村教育委員会との連携や家庭の理解の下に、学校体育の充実や体力の向上に積極的に取り組む「スポーツ教育推進校」の指定等によりスポーツ教育を推進する。

取組の方向 11「子供の社会的自立を支援する取組の推進」

特別支援学校における職業教育と就労支援の充実【推進計画 71(79ページ)】

障害のある生徒の就労を、福祉作業所や授産施設へのいわゆる福祉就労から、可能な限り企業等への一般就労へ結び付ける教育を推進する必要がある。

このため、障害のある児童・生徒が活動する喜びや働く喜び等が体感できるよう、特別支援学校の小・中学部等の段階からキャリア教育を充実する。

また、民間を活用した実習先・雇用先企業の開拓や東京都特別支援教育推進室による就労支援体制の構築、企業向けセミナーの実施などにより、すべての特別支援学校において企業就労を促進する。

取組の方向 12「首都東京・国際社会で活躍する日本人の育成」

子供の自尊感情や自己肯定感を高めるための教育の充実【推進計画 73 (81 ページ)】

国際競争の激しいこれからの社会を生きていく上で極めて大切な力である人間関係を築く力を育成することにより、自分と他者とのかかわり、社会の中での個人の役割や責任に対する自覚などを涵養し、社会への参画意識を高める必要がある。

このため、子供一人一人が自己に自信を持ち、新たなことや困難なことにも挑戦しようとする意欲を高める教育を推進するため、子供の自尊感情の形成に係る研究を行い、その成果を生かした指導内容・方法の開発や教員研修を実施する。

日本の伝統・文化理解教育の推進【推進計画 79 (85 ページ)】

国際社会の中で、異なる文化や歴史に敬意を払い、様々な人々と共生していこうとする態度や能力を育成するには、我が国や郷土の伝統や文化、歴史についての理解を深め、尊重する態度を身に付けさせる教育を推進する必要がある。

このため、都立学校においては、学校設定教科として開設した「日本の伝統・文化」に関する推進者養成研修等を実施し、教員の指導力を向上するとともに、伝統・文化に係る専門家についての情報の共有化や、それら専門家を講師として学校において活用する仕組みを構築するなど、外部講師の活用を支援する。また、伝統・文化を我が国や郷土の歴史と関連させて学ばせることができるよう、高等学校用の「日本の伝統・文化カリキュラム」の改訂や教材の開発を行う。

小・中学校についても、我が国や郷土の歴史を踏まえた発達段階に応じた系統的なカリキュラムの開発・作成を行うとともに、モデル地域の指定やそれらの実践に基づく指導資料の作成を行うなど、我が国や郷土の伝統や文化、歴史の理解教育を推進する。

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	5年後の到達目標
児童・生徒の「確かな学力」の向上	<p>「確かな学力」の定着と伸長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問題解決能力等に関する調査 ・基礎的・基本的な事項に関する調査 ・「東京ミニマム」の策定 <p>都立学校ICT計画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT環境の整備 ・ICTに係る教員研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査結果や「東京ミニマム」を踏まえた「授業改善推進プラン」の作成と指導の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・校内LAN、ネットワーク、教員個人端末の本格運用 			<p>基礎・基本を身に付けさせる指導やICTを活用した指導が充実し、児童・生徒の学力が向上</p>
子供の心と体の健やかな成長	<p>「法」に関する教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会の設置 ・法に関する教育についての検討 ・カリキュラム開発 ・啓発リーフレット等の作成 <p>スポーツ教育の推進等による学校体育の一層の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体力テスト調査 ・スポーツ教育推進校の指定 ・トップアスリートを学校へ招待 ・アスリートによる部活動指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・公開授業及びシンポジウム開催 ・スポーツ教育推進実践事例集作成 		<ul style="list-style-type: none"> ・全小学校で実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・全中学校で実施 	<p>規範意識や公共心、体力向上に係る指導が都内全公立小中学校で展開</p>
子供の社会的自立を支援する取組の推進	<p>特別支援学校における職業教育と就労支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育に関する委員会の設置 ・民間の活用による企業開拓 ・職業教育改善校の指定 ・企業向けセミナーの実施 ・就労支援体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害特別支援学校小・中学部段階からのキャリア教育の実施 				<p>障害のある生徒の一般就労が拡大</p>
首都東京・国際社会で活躍する日本人の育成	<p>子供の自尊感情や自己肯定感を高めるための教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児・児童・生徒の創造性や自己評価等に関する意識等の基礎調査 <p>日本の伝統・文化理解教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都立学校への外部講師活用への支援 ・小・中学校のモデル地域指定 ・小・中学校のカリキュラム開発 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己肯定感を高める指導法や環境等に関する実践研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル校における実証研究 ・教員研修の実施 ・指導資料の作成 ・小中高の系統性を踏まえた指導資料の見直し 		<ul style="list-style-type: none"> ・成果検証 ・成果検証 ・指導資料の改訂 	<p>自分に自信を持ち、他者とのかわりを大切にす児童・生徒が学校や地域で活躍</p>

3つの視点に基づく取組の方向・重点施策・推進計画

1 家庭や地域の教育力向上を支援する

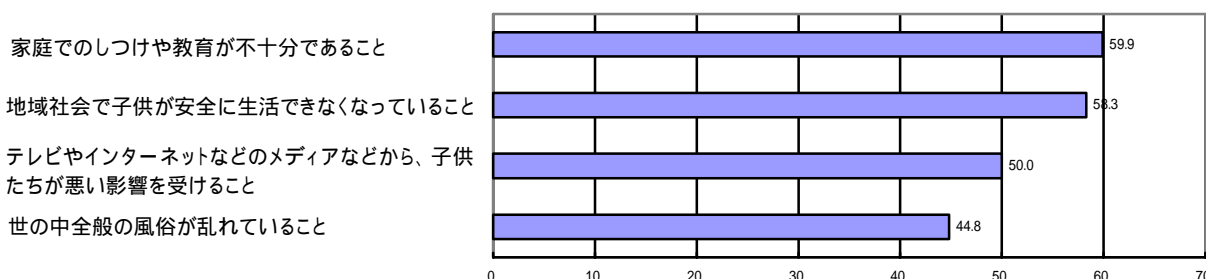
(1) 家庭の教育力の向上

現状と課題

平成17年の国勢調査では、6歳未満の子供のいる一般世帯に占める核家族世帯の割合が全国では8割、都内では9割を超えている。また、地域の人間関係の希薄化等により、子育てに関する経験が世代間で受け継がれづらくなっている。内閣府の調査からは、家庭でのしつけや教育が不十分だと考えている保護者が多いことが分かる。

子育てや教育の問題点(保護者を対象)

問「我が国の子育てや教育の現状について考えたとき、あなたはどのようなことが問題だと思いますか」 (%)



「低年齢少年の生活と意識に関する調査報告書」平成19年2月(内閣府)より 平成18年調査の上位4項目を抜粋

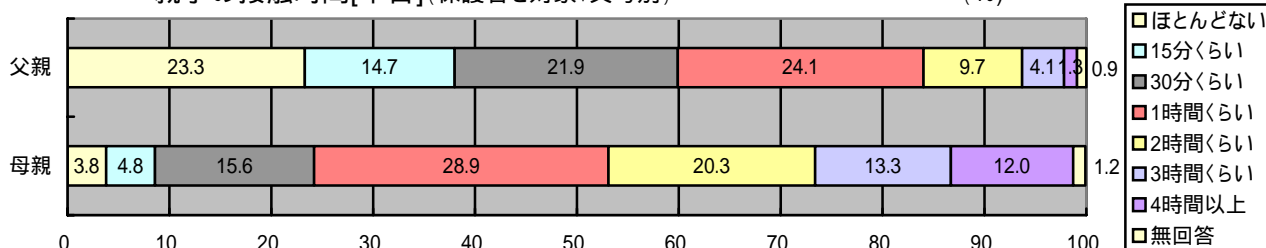
また、子供たちの生活習慣の乱れ、人間関係を築く力や規範意識の低下などの問題が指摘されており、「小1問題」¹⁾の遠因ともなっている。

さらに、子育てへの負担感や不安、孤立感が増大していくことなどから、親が子供を虐待してしまう状況に追い込まれる危険性も指摘されている。社会的に孤立した親への対応や、地域の実情や個々人の状況を踏まえたきめ細かな支援は、必ずしも十分ではない。

一方、子供の教育を母親任せにする父親が多いなど、仕事を持つ親の子供の教育へのかかり方のバランスが課題になっている。

加えて、望ましい食習慣や上手な乳幼児との接し方など、従来は家庭で教えてきたことが、子供に身に付いていない状況にある。

親子の接触時間[平日](保護者を対象:父母別) (%)



「低年齢少年の生活と意識に関する調査報告書」平成19年2月(内閣府)より

1) 小1問題：入学当初の小学校1年生の学級で見られる学習指導や生活指導上の様々な課題

重点施策1

家庭教育を担う親への支援体制の充実

家庭での教育は、基本的な生活習慣や生活能力、自制心や自立心、豊かな情操、他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的な倫理観、社会的マナーなどの基礎を子供たちにはくくむものである。しかし、一部には、虐待や放任など、適切なしつけや子育てができない親もいる。

教育基本法の改正も踏まえ、教育について第一義的責任を有し、すべての教育の出発点である家庭の教育力を高めることが重要であり、子供の教育に対する家庭の役割を改めて喚起し、家庭において子供たちに基本的な生活習慣を身に付けさせていくとともに、地域を基盤に親たちに社会的なつながりを促していく。

【推進計画】

1 乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクトの推進【19ページ参照】

子育てに関心のない層を含めたすべての親を対象に、乳幼児期からの子供の教育の重要性を伝えるための効果的な方法を開発するとともに、地域において乳幼児と親を支援する住民間のネットワークづくりを進める。

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	5年後の到達目標
・教材開発 ・親・保護者の 力量形成プログラムの作成	・「子供の育ち」 を支える取組 ・地域における 担い手の養成				乳幼児期からの 子供の教育支援 の取組が区市町 村において展開

2 「子ども家庭総合センター（仮称）」の整備による相談体制の充実

子供だけでなく、親への対応も総合的・一体的に実施するため、児童相談センター、教育相談センター、少年センターの各相談機関が連携し、総合相談機能・総合アセスメント機能・地域支援機能・専門支援機能を有する「子ども家庭総合センター（仮称）」を整備する。

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	5年後の到達目標
				・開設	子供と親への総合的・一体的支援の実施

3 育児不安の軽減等のための親支援プログラムの実施

初めての子育てや核家族での子育て等、育児に不安を感じている親を対象として、グループワークを行い、育児不安を軽減するとともに、児童虐待の未然防止につなげる。

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	5 年後の到達目標
親支援プログラムの実施					親の育児不安の軽減と虐待の予防

親が仕事をしているかどうかにかかわらず、すべての親が子供の教育に責任を持つことが重要である。

学校においては、仕事をしている親が学校行事等に参加しやすくなるよう、曜日や時間の設定等を工夫しているところであるが、さらに、企業をはじめとした社会全体における、仕事と生活の調和に関する意識改革を進める。

【推進計画】

4 企業における仕事と生活の調和の推進と社会全体の気運の醸成の促進

仕事と生活の調和に向けた実践プログラムの作成

先進企業における取組事例や育児休業取得時の職場マネジメントなど、仕事と生活の調和に向けた具体的施策に関する実践プログラムを作成し、業界団体等を通じて広く企業に普及する。

子供の教育への参加のための雇用環境改善の促進

企業における仕事と生活の調和を進めるため、優れた取組を実施した企業の取組内容等を公表する。また、中小企業に対しては雇用環境の整備に要する経費の一部を助成する。

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	5 年後の到達目標
<ul style="list-style-type: none"> 実践プログラムの作成 いきいき職場企業 10 社程度 雇用環境整備助成 450 社 	<ul style="list-style-type: none"> 実践プログラムの活用 雇用環境整備助成 500 社 	→			企業及び社会に仕事と生活の調和を広く普及
		→		→	

5 学童クラブの設置促進

放課後等に親が仕事等で家庭にいない子供たちに学校等の施設を利用して生活の場を提供するため、既存の区市町村等への補助制度を活用するほか、株式会社やNPO等の民間事業者の新規参入を支援する区市町村に対して補助を行うなど、学童クラブの設置を促進する。

子供の教育については、本来、家庭が果たすべき役割、学校が果たすべき役割があり、家庭教育は学校で代替できるものではない。しかし、それぞれの教育を充実させるためには、相互の連携・協力が欠かせない。

学校の教育の充実とともに、家庭教育への支援につながる連携や取組を進める。

【推進計画】

6 公立学校全体における食育の推進

子供たちに偏った栄養摂取や朝食欠食等の食生活の乱れ等が見られるため、平成20年度に複数のモデル地区を設置して栄養教諭を計画的に配置するなど、栄養教諭²⁾や食育リーダー³⁾等を活用した食に関する指導を充実する。

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	5年後の到達目標
・食育リーダーの全校配置 ・モデル地区の設置	区市への栄養教諭の配置				食育リーダーや栄養教諭を活用した食育の推進

7 乳幼児の保育を直接的に体験できる機会の確保

少子化や核家族化の影響から、実際に乳幼児と触れ合う体験に乏しい子供たちに対し、高校の家庭科で全生徒が学習している保育に関する学習や、総合的な学習の時間、教科「奉仕」等において保育体験活動を一層充実する。

8 幼稚園・保育所における家庭教育の支援

幼稚園・保育所の協力を得て、保護者や地域の子育て家庭を対象に、望ましい生活習慣の普及・啓発、相談活動、交流の場の提供などを通じて、家庭教育を支援する。

2) 栄養教諭：学校における食育推進の中核を担う者として、国において創設された職。学校給食の管理、食に関する指導といった職務に加え、東京都においては、食育リーダーへの支援の役割も担う。

3) 食育リーダー：都内公立学校における食育推進の中核を担う者として全校に置かれるもので、食に関する指導の全体計画作成の際の助言、家庭や地域との連携における調整等を行う。

(2) 幼稚園・保育所における教育的機能の向上

現状と課題

小学校1年生の教室における、学習に集中できない、教員の話の聞けずに授業が成立しない等の「小1問題」に対し、東京都教育委員会では、小学校への円滑な接続を目的としたモデル事業等を実施してきた。そして、幼稚園・保育所での様々な教育活動と小学校での学習内容との関連を明らかにし、連続性を踏まえた指導の取組方策等をまとめ、区市町村教育委員会等を通じて普及・啓発を図っているが、今後も「小1問題」には継続して取り組む必要がある。

また、幼稚園と保育所は、その設置目的を異にしており、それぞれの社会的役割を果たしてきたが、就学前の子供に関する教育・保育のニーズの多様化に十分に対応できていない。教育及び保育の一体的な提供や地域における子育て支援を目的としてスタートした「認定こども園」¹⁾も少数に留まっている。

さらに、都内の幼稚園・保育所の就園状況をみると、保育所入所児が全体の3分の1以上を占めるとともに、幼稚園在園児の9割以上は私立幼稚園の幼児であることから、それぞれの関係者との連携・協力が欠かせない。

都内の認定こども園の認定件数

類型	認定件数
幼保連携型	4
幼稚園型	9
保育所型	3
地方裁量型	3
合計	19

平成20年4月1日現在
東京都福祉保健局

都内の幼稚園・保育所の就園状況(3～5歳児) (単位:人)

幼児数 (19.4.1現在)	幼稚園在園児				保育所 入所児
	国立	公立	私立	計	
297,517	378	14,773	162,524	177,675	99,998

平成19年5月1日現在 東京都教育庁

1) 認定こども園: 幼稚園、保育所のうち、以下の機能を備え、都道府県知事の認定を受けた施設のことをいう。
・ 就学前の子供を、保護者の就労の有無にかかわらず受け入れ、幼児教育・保育を一体的に提供する機能
・ 地域における子育て支援を行う機能

就学前教育は、義務教育とその後の教育の基礎を培う極めて重要なものである。

幼稚園や保育所で過ごしてきた子供たちが、小学校における学習や生活に適應できるよう、就学前教育から小学校教育への連続性を重視し、円滑な接続を行うことが重要であり、幼稚園・保育所と小学校とが、相互にそれぞれの特性等について正しく理解し合い、連携を強化する取組を進める。

【推進計画】

9 就学前教育に関する総合的なカリキュラムやプログラムの開発【19ページ参照】

幼児が幼稚園や保育所において、質の高い幼児教育を受けることができるよう、幼児教育機関が取り組むべき教育内容で構成したカリキュラムと、就学前教育の展開と小学校との円滑な接続を図るためのプログラムを開発する。

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	5 年後の到達目標
<ul style="list-style-type: none"> ・就学前教育に関する推進会議設置 ・就学前教育振興のための資料作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前教育プログラムの開発 ・モデル地域における実証研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前教育カリキュラムの開発 	<ul style="list-style-type: none"> ・シンポジウム開催 ・評価と支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・成果検証 	就学前教育機関においてカリキュラムの内容を日常の保育で活用

10 幼稚園・保育所と小学校との交流の促進

幼稚園・保育所の子供たちが、小学生と交流できる機会の提供を促進するとともに、その保護者を含めて、小学校の日常生活の様々な場面で小学校生活を体験し、実感できる機会を確保する。

また、幼稚園・保育所と小学校とが連携を強化し、教員等の研修を工夫・改善するなど、就学前教育と小学校教育の担当者が、それぞれに連続性を踏まえた教育を推進できるよう支援する。

幼稚園と保育所は、設置目的に違いはあるものの、就学前の子供たちが、生涯にわたる人間形成の基礎を培うために大切な役割を果たしている。

幼稚園と保育所が、それぞれの良いところを生かし、就学前の子供に関する教育・保育・子育て支援の総合的な提供を推進する。

【推進計画】

11 「認定こども園」の設置促進

就学前の子供に関する教育・保育・子育て支援を総合的に提供することができるよう、経営コンサルタントの活用による開設準備等の取組を区市町村と連携して支援するとともに、設置に要する経費等の一部を補助する。

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	5年後の到達目標
開設準備経費等の補助					就学前の子供に関する教育・保育・子育て支援の総合的な提供が実現

12 幼稚園の教員と保育所の保育士との交流促進

幼稚園の教員と保育所の保育士が合同で研修を行う機会を設けるなど幼稚園と保育所との連携を促進し、就学前の子供に対する教育と保育を充実する。

(3) すべての都民の参加による地域教育力の向上

現状と課題

学校教育においては、高度な実技・技能を必要とする部活動の指導など、教員だけの対応には限界がある場合がある。また、教員は、学習指導や生活指導以外に、打合せや事務作業、保護者等への対応等、種類や困難度の違う仕事を多岐にわたって行っており、それらが教員の多忙感につながっている状況がある。こうした中で、外部の様々な人材や専門家を積極的に活用していくことが求められている。

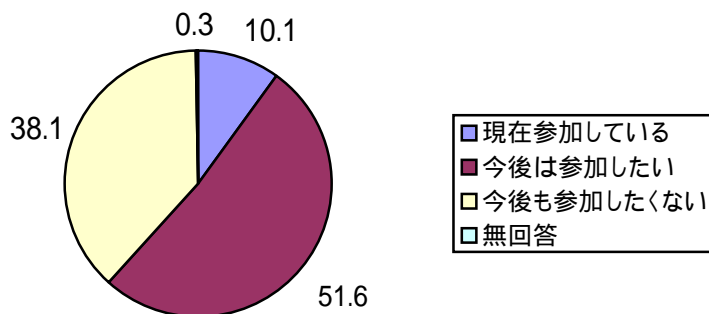
これまで、PTAや、父親たちが子育てや学校の支援のために結成した「おやじの会」、地域のNPOなどが活動を行い、成果をあげてきている。また、個人として学校に協力している人たちもいる。こうした学校と連携した活動が今後とも学校教育の活性化につながることを期待される。

一方、生涯学習社会では、都民のだれもが生涯にわたり自己実現の努力をできることが大切である。これからの数年間は団塊の世代が大量に定年退職を迎える時期であり、健康で時間的に余裕のある高齢者が急増していくことから、こうした人材が自己実現を果たせるよう支援していくことは、大きな課題である。

しかし、ボランティア等を通じて地域社会へ貢献したいという都民の潜在的な希望に十分にこたえられる環境は、現在整っていない。

また、企業も、地域社会から信頼を得て一層の成長を図るために、社会貢献事業やボランティア活動を重視しており、その場を得るための行政等との連携体制づくりを求めている。

NPO やボランティアへの参加状況
(15 歳以上 80 歳未満の男女) (%)



「平成 19 年版国民生活白書」(内閣府)より

都民が、今まで積み上げてきた経験を、地域社会の様々な活動に還元していくことは、学校や地域における教育の活性化を図るとともに、生涯にわたって学び、自己実現を果たしていくことのできる社会をつくっていくことにもつながる。

また、これからの学校教育は、学校と地域との連携を強化し、地域総ぐるみで学校を支え、教育活動を活性化させていくことが重要である。

団塊の世代を中心にして、地域に貢献する意欲と熱意を持つ都民の教育活動への参加を促進する。

【推進計画】

13 地域教育活動を担う教育サポーターの養成【19ページ参照】

高齢者や団塊の世代をはじめとした地域住民を教育サポーターとして養成し、学校教育等を活性化するとともに、教育を支援したいという都民の希望を実現する。

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	5年後の到達目標
研修・養成プログラム検討	教育サポーターの養成				高齢者や団塊の世代が教育サポーターとして都内各地で活躍

14 退職教職員が地域社会の教育活動に積極的に参加できる仕組みの構築

東京都の退職教職員が地域社会における教育活動にボランティア等として積極的に参加できる仕組みを構築する。

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	5年後の到達目標
検討	仕組みの構築・活用				退職教職員が地域社会の教育活動において活躍

重点施策7

学校・家庭・地域・社会が連携した教育活動の推進

教員が子供の指導に十分な時間を確保し、より良い教育を展開できるようにするため、学校で生じている様々な課題を教員だけで解決しようとしてきた意識を改めるとともに、地域全体で子供の教育を支えることができるよう、企業等の積極的な協力を得るなど、学校・家庭・地域・社会が具体的に連携・協働する仕組みを構築する。

地域の教育力の向上には、有機的な人間関係で結ばれた地域社会の存在が重要であるため、学校を地域コミュニティの核として位置付けていく。

【推進計画】

15 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の活用

企業、NPO、大学等が持つ社会資源を有効に活用し、それぞれの専門的な教育力を学校や地域の教育活動に生かす「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の取組を通じて、企業等の理解と協力により、インターンシップ等を更に充実するとともに、様々な地域活動による心豊かで社会性のある青少年の育成を促進するなど、各区市町村における乳幼児期から青年期にわたる子供の教育活動を支援する。

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	5年後の到達目標
地域教育推進ネットワークの事業展開					各区市町村において地域の社会資源と連携した教育活動が展開

16 「学校支援ボランティア推進協議会」の設置推進【20ページ参照】

「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」や国の学校支援地域本部事業を活用して、各区市町村において、家庭・地域・社会が連携・協働し、地域全体で子供の教育を支える「学校支援ボランティア推進協議会」の設置を推進し、様々な教育活動に多様な地域の人材の活用を促進する。

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	5年後の到達目標
・国の学校支援地域本部事業を活用した事業展開		・都独自の事業展開の検討			各区市町村において地域の人材を活用した教育活動が展開

2 教育の質の向上・教育環境の整備を推進する

(4) 教員の資質・能力の向上

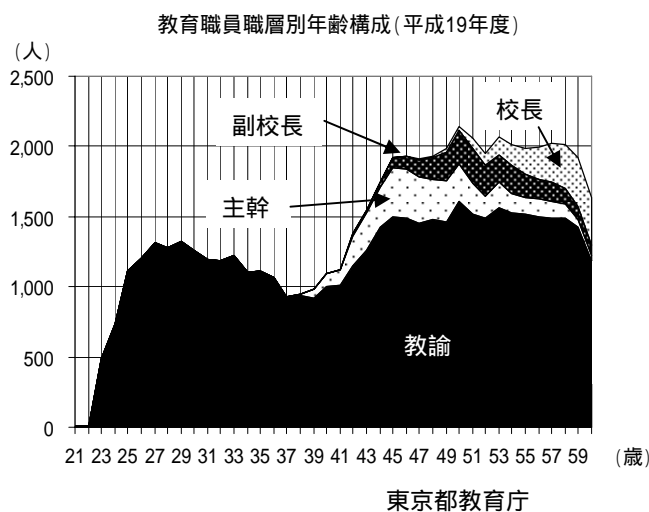
現状と課題

学校教育の成否は、子供の教育に直接携わる教員に負うところが極めて大きく、これからの時代に求められる学校教育を実現していくためには、教員の資質・能力の向上がますます重要となる。

しかし、都内の公立学校では、今後10年間で教員全体の3分の1に当たる約2万人が退職期を迎えるため、若手教員の役割がこれまで以上に増大するとともに、学校経営を支える人材の不足や学校の課題解決力の低下が懸念されている。

また、教員の意欲や指導力向上を図るためには、職責、能力、業績を重視した任用や給与制度を構築していくことが課題になっている。

一方、心身の健康面で不安を持つ教員が増加しており、子供の教育を担い、学校経営を支える教員の健康の保持・増進を図ることが課題になっている。



これからの学校は、子供たちの知・徳・体のバランスの取れた成長を目指し、高い資質・能力を備えた教員が指導に当たり、保護者や地域住民との適切な役割分担や連携・協力を図りながら、教育活動を展開していくことが求められている。

団塊の世代の大量退職期を迎え、大量の教員採用が見込まれていることから、実践的指導力を身に付け、これからの学校づくりの有力な一員となり得る優秀な新人教員を養成・確保する。

【推進計画】

17 大学との連携による優秀な新人教員の養成・確保

東京教師養成塾¹⁾の運営

東京都の小学校教員を志す都内及び近県に所在する大学の4年生等を対象に年間を通して実施する特別教育実習等の4講座を修了した者について、教員採用に当たり特別選考を実施し、都内公立小学校の教員として採用する。

教職大学院²⁾の活用

連携する教職大学院を修了した者について、教員採用選考において特例選考を実施し、採用する。

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	5 年後の到達目標
教職大学院修了者の選考における特例の検討	特例選考の実施・採用				学校づくりの有力な一員となり得る教員を確保

1) 東京教師養成塾：高い志を持った教員を学生の段階から養成するため、教員を養成している大学や区市町村教育委員会と連携した都独自の仕組み

2) 教職大学院：平成 20 年度に開設された高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とした専門職大学院

18 教員の採用選考から任用までにおける取組の充実

大学推薦制度の活用

教員の採用選考に当たって、大学在学中のスポーツや文化活動、あるいは学校等でのボランティア活動などを評価し、優秀な新人教員を確保する。

教員候補者を対象とする任用前体験

新人教員が4月当初から即戦力として教育活動を始めることができるように、区市町村立小学校の新規採用教員が、任用予定の学校において、業務の一部補助を体験する機会を確保する。

重点施策 9

現職教員の指導力向上

都民の期待にこたえ、質の高い教育を行うため、教員には、心身ともに健康で、絶えずその資質・能力を向上させていくことが求められている。

学習指導をはじめ、教育課程や学校経営に関する能力、新たな教育課題への対応等に関する高い実践力や応用力を身に付けた優秀な教員を育成する。

【推進計画】

19 東京教師道場³⁾を中心とした研修体制の充実

区市町村教育委員会と連携し、初任者研修後も引き続き2・3年次研修等を実施し、若手教員の育成の場である東京教師道場への接続を図るなど、教員の指導力を向上するための取組を進めるとともに、学校経営や学習指導に関する専門性の向上を図るための研修も実施する。

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	5年後の到達目標
・授業研究 ・道場修了者への継続的な研修 (道場修了者累計 800 名)	(道場修了者累計 1,200 名)	(道場修了者累計 1,600 名)	(道場修了者累計 2,000 名)	(道場修了者累計 2,400 名)	修了者が若手教員を指導するリーダーとして活躍

20 公立学校への指導教諭の任用【21 ページ参照】

他の教員に対して教育指導の改善・充実のために必要な指導・助言を行う指導教諭について、具体的な職務内容や任用規模、選考方法、年次計画等について検討し、任用していく。

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	5年後の到達目標
検討	・職の設置 ・任用				指導教諭の配置

3) 東京教師道場：教員の授業力を高めるとともに、他の教員を指導する資質・能力を有する教員を育成する都独自の仕組み

21 教職大学院を活用した現職教員の育成【21 ページ参照】

連携する教職大学院に、現職の教員や教育管理職候補者を派遣して、経営能力をはじめ、教育課程や学習指導、新たな教育課題への対応等にかかわって高い実践力や応用力を身に付けさせ、東京都の教育の中核を担い得る教員や高い専門性と優れた行政感覚を持つ指導主事などを計画的に育成する。

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	5 年後の到達目標
・現職教員・教育管理職候補者の派遣					高い実践力や応用力を身に付けた優秀な教員・指導主事の活躍

22 児童・生徒の教育を担う教員の健康管理の徹底

疾病の早期発見・予防の観点から生活習慣の改善による効果的な健康管理を推進するとともに、こころの健康については、学校訪問によるメンタルヘルス相談を定着・重点化するなど、疾病予防を含めた体系的なメンタルヘルス対策を実施する。

教員一人一人の意欲を引き出し、その資質・能力を一層向上させるとともに、教員同士の協働により、学校をより活性化させ、学校全体の教育力を高めていく必要がある。

これまで、能力開発型の人事考課制度の導入やそれと連動した研修制度により、個々の教員の資質・能力の向上を進めてきたが、同一の職であっても、責任や職務の困難度に大きな違いが見られるため、職責に見合った人事・給与制度を構築する。

【推進計画】

23 メリハリのある給与水準・給与体系の実現【21 ページ参照】

校長、教諭及び養護教諭について、職務の困難度及び責任の度合いの違いに基づいて職を分化し、新たな職として設置した統括校長、主任教諭及び主任養護教諭を任用するとともに、教員それぞれの職に応じた適切な処遇を実現する。

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	5 年後の到達目標
	新たな職の任用と職に見合った処遇の実現				職に応じた適切な処遇が実現し、学校がより組織的に機能

24 優秀な教育管理職等の育成・確保

優れた教育管理職候補者を育成・確保するための選考・任用制度の見直し
 教育管理職の選考・任用制度の見直しを行い、学校運営に係る高いマネジメント能力等を持つ優れた教育管理職候補者を安定的に確保するとともに、任用体系に沿った人材育成の仕組みを確立する。

副校長・主幹教諭の育成及び職の在り方の見直し

仕事量の多さや職務の偏重が指摘される副校長及び主幹教諭について、職務や権限の見直し、校務の縮減や適正な校務分担の在り方、職責に応じた人材育成の充実等に向けた検討・見直しを行う。

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	5 年後の到達目標
・新たな教育管理職選考・任用制度の実施 ・教育管理職研修・教育管理職候補者研修の充実					指導主事や校長、副校長の力量が一層向上

25 初任者からのきめ細かな人材育成

初任者から管理職まで経験年数や職層に応じて、教員が身に付けるべき力や期待される役割を明確にした教員人材育成基本方針を策定するとともに、すべての学校で計画的な人材育成が行えるようにOJTガイドラインを策定し実施する。特に若手教員が急速に増加していることから、採用から教職経験10年程度までの教員の授業力や生活指導などの総合的な力量向上を図る。

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	5年後の到達目標
<ul style="list-style-type: none"> ・教員人材育成基本方針の策定 ・OJTガイドラインの策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・OJTの充実 				教員が経験年数や職層に応じた役割を果たし、学校の教育力が向上

(5) 特色ある学校づくりの推進

現状と課題

生徒の多様化や少子化に伴う生徒数の減少等に対応するため、平成9年度に策定した「都立高校改革推進計画」に基づき、新しいタイプの学校の設置や普通科高校の特色化、入学者選抜制度の改善などを推進し、都民にとって魅力ある学校づくりを進めてきた。

しかし、東京都の公立高校の中途退学率は、全国平均より高く、その主な理由としては、全日制課程では「学校生活・学業不適應」、定時制高校では「進路変更」が多くなっている。多様な生徒を受け入れている普通科高校では、生徒一人一人の将来を見据え、適性に応じたきめ細かい指導について、十分な対応ができていない学校もある。なお、高等学校中途退学者に対しては、「青少年リスタートプレイス」¹⁾を設置し、学校への復帰や就労等の進路選択のための支援を行っている。

また、社会のニーズを踏まえた人材育成という視点の取組が、これまでは十分ではなかった。工業高校や高等専門学校におけるものづくり人材の育成をはじめ、専門高校（職業学科）における社会のニーズを踏まえた人材育成の取組が課題となっている。

公立高校の中途退学率(全定計)の推移

		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
都平均(公立)	全日制課程	3.1%	2.4%	2.6%	2.4%	2.4%	2.4%
	定時制課程	18.3%	16.7%	15.4%	15.9%	15.9%	16.4%
	全定計	4.4%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.8%
全国平均(公立)	全定計	2.5%	2.2%	2.1%	2.0%	2.1%	2.2%

「児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省・東京都教育庁)より

1) 青少年リスタートプレイス：平成17年4月に、中途退学者のための相談窓口として開設。中途退学後の進路選択について悩んでいる本人や保護者に、電話や来所による個別相談や情報提供、関係機関の紹介を行っている。

公立中学校の卒業予定者数の増加傾向への対応を検討するとともに、多様な生徒を受け入れている普通科高校に対して、学校の実態を踏まえ、生徒一人一人の適性に応じ将来を見据えたきめ細かい指導ができるよう、適切な支援を行う。

公教育に対する信頼を高め、期待される学校づくりを推進するためには、学校経営活動を適切に評価し、広く都民に公開するとともに、その結果に基づく改善を進める。

【推進計画】

26 都立高校における特色化の推進

学校の特色化やキャリア教育推進、学校週五日制対策等、様々な視点ごとのプロジェクトを設置し、都立高校における教育活動の取組状況を把握するとともに、課題解決を図る方策を開発し、教育課程の特色化²⁾や指導内容の充実、特色ある教育活動の推進等により、各学校や生徒の実情にあった特色化を進める。

また、都立高校の魅力や将来像を明確にできるよう、望ましい学校経営計画³⁾の項目や作成方法について検討を行うとともに、自律的改革を進めている学校や改善への取組が見込める学校に対して、重点的な支援を行う。

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	5 年後の到達目標
<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトの設置・検討 重点支援校の総括・新制度の検討 学校経営計画に関する検討 	<ul style="list-style-type: none"> まとめ 新制度の実施 学校経営計画の改訂 	<ul style="list-style-type: none"> 施策の実施 			各都立高校の個性化や特色化が実現

2) 教育課程の特色化：地域や学校の実態、生徒の心身の発達段階と特性を踏まえて各学校が設定した教育目標を達成するために、特色ある学校設定科目や学校行事の設置など、各教科・科目、特別活動、総合的な学習の時間等について、その学校独自の教育活動を行うための工夫をこらした教育計画を策定し実施すること。

3) 学校経営計画：校長が、学校のビジョンを明らかにし、中期的目標を立て、各年度における学習指導、生活指導、進路指導、学校運営等の教育活動の目標と、これを達成するための具体的方策及び数値目標を示すもの

27 区市町村立学校における学校評価の推進

すべての区市町村立学校が学校評価の実施・結果の公表・設置者への報告を適切に行い、学校改善に役立てることができるよう、学校評価に関するガイドラインを示すとともに、区市町村教育委員会と連携して学校評価を推進する指導主事等の研修を行う。

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	5年後の到達目標
・学校評価資料の作成 ・学校評価の実践研究		・学校評価資料見直し			学校評価・結果の公表・設置者への報告が全校で適切に実施
	・指導主事等研修				

東京には、ものづくり産業が集積し、これまで経済成長を支えてきた。国際競争が厳しくなる中、企業は即戦力となる人材や、早期育成が可能な人材を求めており、ものづくり人材の育成を推進する。

今の児童・生徒は幼いころからものをつくる機会が少ないため、ものづくりへの興味・関心が低く、ものづくり人材の不足の要因となっているとの指摘があり、小・中学校段階からのものづくり教育を推進する。

また、ものづくり人材の育成だけではなく、社会の期待にこたえる人材を育成する都立高校づくりを進める。

【推進計画】

28 ものづくり人材の育成【21 ページ参照】

小・中学校段階からのものづくり教育

工業高校において、夏季休業日等を活用して、小・中学生を対象としたものづくり教室を実施するとともに、工業高校や高等専門学校に関するPR活動を充実・強化するなど、ものづくり人材の早期発掘・育成を行う。

産業界のニーズにこたえる教育カリキュラムの実施

工業高校において、「東京版デュアルシステム」の推進や職業訓練機関との連携、企業OBを含めた熟練技能者の活用、ものづくり企業でのインターンシップなどにより、産業界が求める技術・技能を習得した技術者を育成する。

複線型ものづくり人材育成ルートの構築

工業高校から高等専門学校への編入枠の設定や高等専門学校の新キャンパス開設の検討など、工業高校から高等専門学校、さらには産業技術大学院大学への接続などの仕組みづくりを進める。

高大連携接続教育プログラムを開発し、工業高校と大学との連携を拡大するとともに、高等専門学校から学生を首都大学東京へ受け入れるための仕組みを整備すること等により、産業界から評価が高く実践的な技術力を備えた即戦力となる人材や高度な専門技術・知識を有する人材を育成する。

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	5 年後の到達目標
・小中学生ものづくり教室 ・デュアルシステム導入校拡大の検討 ・編入プログラムの検討・試行	→		・導入校の拡大	→	企業が求める専門性の高い人材の育成
		・実施		→	

29 社会の期待や新たなニーズに対応した専門高校の実現

社会の期待や新たなニーズ等を把握し、工業高校以外の商業や農業など他の専門高校（職業学科）について、関係諸機関との連携も視野に入れ、今後の方向性を示すための検討を行う。

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	5 年後の到達目標
・検討	→ ・産業界や都民のニーズの調査				専門高校の今後の方向性の明確化

30 新たな都立高校づくりの検討

普通科高校等においても既存の枠組みにとらわれない新たな学校づくりについて検討する。

(6) 外部人材の教育活動への積極的な活用

現状と課題

東京都の各学校では、総合的な学習の時間をはじめ、特色ある教育活動に積極的に取り組んでいる。これらの指導に当たっては、外部の専門家等を活用することにより、児童・生徒の多様なニーズにこたえることができ、学習の効果が一層高まっていくことが期待されるものも多い。都立高校においても、既に教科「奉仕」において外部専門家を導入している。

また、一部の保護者からの要望等で、困難な対応が求められるなど、学校において新たな課題が生じている。

さらに、肢体不自由特別支援学校の教員は、学習指導や生活指導のほか、児童・生徒の登下校時や校外学習時の移動、車いすへの乗降、衣服の着脱、排泄などの自立活動にかかわる業務が多数あり、障害の重い児童・生徒の増加に伴って、こうした業務に複数の教員が当たっている現状がある。

一方、学校の構成員をアメリカと比較してみると、日本の学校は、教職員全体に占める教員以外の専門的スタッフの割合が低く、このことから我が国の教員は授業以外の業務負担が多いことが指摘されている。こうした状況を改善するためにも、大量退職期を迎える団塊の世代等の活力ある層を教育活動に積極的に活用していくことが求められている。

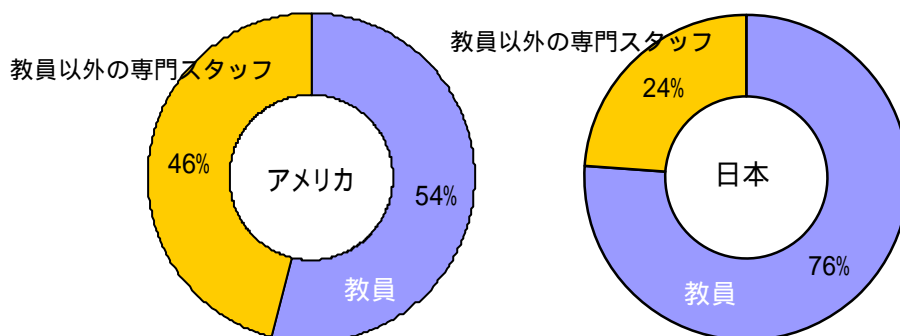
そのため、専門性を有する外部人材をはじめ、多様な人材を活用する仕組みづくりや効果的な活用の在り方について総合的に検討していくことが課題となっている。

小・中学校でよく実践されている
「総合的な学習の時間」のテーマ例

	小学校	中学校
1	国際理解	職場体験
2	環境	歴史・文化・伝統
3	情報	福祉・ボランティア
4	福祉・ボランティア	情報
5	飼育・栽培	環境

「平成 19 年度 教育課程の編成・実施状況」(東京都教育庁)より

教職員総数に占める教員以外の専門スタッフの割合



「平成 18 年度学校基本調査、諸外国の教員(平成 18 年 3 月)」(文部科学省)より

教科「日本の伝統・文化」¹⁾や総合的な学習の時間、部活動の指導をはじめ、様々な教育活動において、その効果を高めるためには、多様な専門性を有する外部人材の協力が有効である。また、スポーツや芸術等の分野において活躍する専門家と触れ合うことは、子供たちが、自己の将来への夢や希望をふくらませるきっかけともなる。

学習指導要領の改訂により、小学校での外国語活動や中学校保健体育科における武道の必修化などが始まるが、こうした学習の効果を高めていくため、専門性を有する外部人材を積極的に活用する。

特別な支援を必要とする児童・生徒に対する指導などを充実するためには、介護や医療など専門的な分野の知識・技能が必要である。

【推進計画】

31 外部人材の教育活動への積極的な活用【22ページ参照】

多様な外部人材の活用に関する総合的な検討

専門性を有する人材をはじめ、多様な外部人材の効果的な活用の方法等について総合的に検討し、学習指導における指導体制の改善や教員の職務の効率化を進める。

専門性を有する外部人材を活用するための仕組みづくり

専門的な指導を充実するとともに、学校の実態や児童・生徒のニーズに応じた特色ある教育活動を円滑に企画・立案・調整していくことができるように、地域の各種団体や関係機関等と連携し、様々な専門性を有する外部人材を積極的に活用するための仕組みを構築する。

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	5 年後の 到達目標
・外部人材の効果的な活用に係る検討	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> ・モデル事業の実施 ・成果の活用 </div>				各学校で専門家を含む外部人材を円滑に活用

1) 教科「日本の伝統・文化」: 国際社会に生きる日本人としての自覚と誇りを養うとともに、多様な文化を尊重できる態度や資質をはぐくむことを目標に、日本の伝統・文化に関する内容を体系化し実践的な指導を展開するため、東京都教育委員会が学校設定教科・科目として新たに設定した。

32 都立肢体不自由特別支援学校における自立活動等の充実

都立肢体不自由特別支援学校に、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理の専門家等を計画的に導入し、個に応じた指導を充実する。

また、肢体不自由特別支援学校の教員の業務、指導体制を見直し、教員の役割を明確にすることにより、児童・生徒への教育効果を高める。

(7) 特別な支援が必要な子供の教育の充実

現状と課題

都立特別支援学校に在籍している児童・生徒等及び特別支援学級に在籍又は通級している児童・生徒は、ここ数年来、急激に増加している。

現在、視覚障害特別支援学校では半数程度、肢体不自由特別支援学校では90パーセント以上が重複障害の児童・生徒である。知的障害特別支援学校では、知的障害を伴う自閉症又は自閉的傾向を有している児童・生徒が増加している。

都立特別支援学校及び特別支援学級在籍者数の推移 (人)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
固定学級	4,973	5,278	5,587	6,066	6,542
通級指導学級	3,598	4,033	4,519	5,118	5,900
視覚障害特別支援学校	253	265	281	272	272
聴覚障害特別支援学校	601	591	599	586	590
肢体不自由特別支援学校	1,922	1,939	1,952	2,001	2,020
知的障害特別支援学校	4,880	5,149	5,392	5,564	5,921
病弱特別支援学校	57	67	64	62	49
合計	16,284	17,322	18,394	19,669	21,294

「公立学校統計調査報告書」(東京都教育庁)より

また、都内の公立学校において、日本語指導が必要な外国人児童・生徒数も増加しており、母語は36言語に及んでいる。

都内の公立学校における日本語指導が必要な外国人児童・生徒数(人)

校種	16年度	17年度	18年度
小学校	902	847	913
中学校	510	627	663
高等学校	193	210	180
特別支援学校	9	4	6
合計	1,614	1,688	1,762

「東京都の国際理解教育」
平成19年3月(東京都教育庁)より

すべての子供たちに次代を担う力を身に付けさせるためには、特別な支援が必要な子供たちについても、個に応じた適切な教育環境を整備していくことが求められる。

知的な遅れのない発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた特別支援教育の一層の充実を図るとともに、乳幼児期から学校卒業後までの学校間等における引継ぎを円滑に行うための支援を推進する。

また、幼稚園、小・中学校等に在籍する教育上特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒に対する適切な指導及び必要な支援を行うため、区市町村との連携を一層緊密にする。

【推進計画】

33 特別支援学校における一人一人の障害に応じた教育の充実【22ページ参照】

小・中学部を設置するすべての知的障害特別支援学校において自閉症の教育課程を編成・実施する。

また、複数の障害部門を併置する特別支援学校について、整備を進めるとともに、各部門の特性を生かした教育課程を研究・開発し、学校において編成・実施する。

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	5 年後の到達目標
・自閉症教育課程を知的障害特別支援学校小中学部全校で実施 ・複数の障害種別教育課程の開発	・試行		・拡充		児童・生徒一人一人の障害に応じた教育が充実

34 乳幼児期から学校卒業後までの円滑な移行の支援

家庭や保健、医療、福祉、労働等の関係機関と連携して、就学前に作成する「就学支援シート」¹⁾を含む「就学支援計画」の作成・活用や、小学校と中学校との間における「個別の教育支援計画」の策定・活用を推進する。

また、「個別の教育支援計画」については、中学校から高校への引継ぎが円滑に行うことができるよう、区市町村と連携し、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援システムを構築する。

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	5 年後の到達目標
個別の教育支援計画等 ・普及・拡大(幼稚園・小学校) ・講習会の開催・指導資料作成・配布(中学校等)	・充実 ・普及・拡大	・充実			乳幼児期から学校卒業後までの支援体制が充実

35 外部の教育資源を活用した特別支援学校を支援する仕組みづくり

都立特別支援学校における学校教育活動を補完・支援するとともに、学校外教育を充実するため、退職教員やNPO等、外部の人材や活動プログラム等の教育資源を効果的に活用する仕組みについて、障害の種別や程度に応じて校種別にモデル事業を実施し、その成果の検証を踏まえて検討する。

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	5 年後の到達目標
・校種別モデル事業の実施 ・検討委員会の実施		・検証			特別支援学校において外部の教育資源を活用

1) 就学支援シート：就学が決定した後に、幼稚園・保育所、療育機関等における子供たちの様子や指導・保育又は訓練の様子を小学校や特別支援学校小学部に、あるいは、小学校での様子を中学校や特別支援学校中学部に引き継ぎ、障害のある子供の就学後の学校生活をより適切なものにしていくために作成するもの

36 特別支援学校のセンター的機能の発揮

区市町村の特別支援教育体制を定着するとともに、特別支援学校と区市町村及び小・中学校等の連携体制を確立するため、小・中学部を設置する知的障害特別支援学校において、小・中学校の特別支援教育に対する助言や巡回相談、支援委員会への参加等を行う。

また、視覚障害特別支援学校及び聴覚障害特別支援学校において、特別支援学校への通級指導を含め、区市町村における弱視・難聴の指導に対する支援を実施する。

37 都立高等学校等における特別支援教育体制の整備

すべての都立高等学校等において、発達障害の生徒の実態把握や支援方策等を検討するために、校内の特別支援教育に関する委員会を設置するとともに、特別支援教育に関して連絡調整等を行う教員を特別支援教育コーディネーターとして指名し、校務分掌に位置付ける。

また、高等部を設置する知的障害特別支援学校が、都立高等学校等における校内体制づくりや発達障害の生徒に対する適切な指導及び必要な支援に関する助言・援助を行う。

外国人の数は、日本国内での労働力としての需要の増大から今後も増加することが予想され、日本語指導が必要な外国人児童・生徒の増加も見込まれるとともに、外国人児童・生徒が就学するに当たっての情報が不足していることから、不就学の外国人の子供の増加が懸念されている。

日本語指導の充実や就学機会の周知の徹底等、外国人の子供に対する教育を充実する。

【推進計画】

38 外国人児童・生徒に対する日本語指導・相談の充実【23ページ参照】

日本の学校に就学した外国人児童・生徒が、学校の環境に適応し、生き生きと学校生活を送ることができるようにするため、日本語指導のための教材「たのしいがっこう」の改訂・言語数の拡大を行うとともに、区市町村教育委員会の指導主事に対する研修等の実施や児童・生徒の母語となる外国語を話すことのできる専門家の派遣など、区市町村教育委員会と連携し、公立学校における外国人児童・生徒に対する日本語指導と相談を充実する。

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	5年後の到達目標
・日本語指導のための教材の改訂	・研修の実施				外国人児童・生徒に対する指導が円滑に実施

39 外国人の子供の不就学の防止

就学年齢に達した外国人の子供が確実に就学できるよう、外国人の子供の保護者が日本の学校生活についての理解を深めるための資料「学校ガイドブック」を新たに作成するとともに、区市町村教育委員会と連携し、局横断的な取組の中で外国人の子供が円滑に就学するために必要な情報提供等の支援を検討する。

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	5年後の到達目標
・学校ガイドブック作成 ・外国人の就学に関する現状把握	・就学に必要な情報の提供等				区市町村において外国人の就学に関する取組が円滑に実施

40 都立高校における外国人生徒の受入体制の充実

都立高校の入学者選抜一般入試において、学力検査問題に平仮名のルビを振るなど、都立高校の入学選抜を改善する。

また、都立国際高校以外の都立高校における「在京外国人生徒対象」枠の必要性を検討するため、都立高校へ入学を希望する日本語指導が必要な外国人生徒の実態を把握する。

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	5年後の 到達目標
実態の把握	枠の設定の検討		▶		外国人生徒の都立高校への入学が促進

(8) 子供の安全・安心の確保

現状と課題

登下校中や放課後などに子供が犯罪に巻き込まれたり狙われたりする事件・事故が多発し、安全に対する懸念が広がっている。

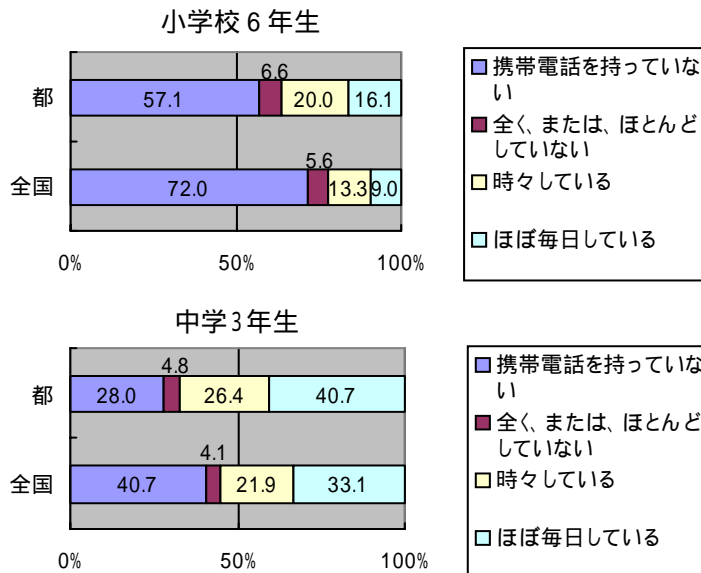
また、ブログ¹⁾や電子掲示板等の書き込みサイトを悪用した、新たなタイプのいじめや学校に対する中傷などが生じている。

さらに、携帯電話やインターネットの悪用によって、子供が被害に巻き込まれる事件が増加している。東京都の子供たちは、携帯電話の所持率が全国的に見て高く、これらの問題への対応は大きな課題となっている。

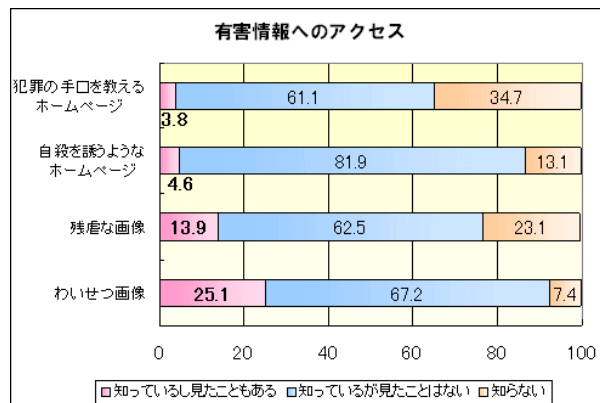
警視庁ホームページより

(注) 平成17年に警察庁が6都県の中学校・高等学校各6校の生徒2,271名を対象に行った「少年のインターネット利用に関する調査」結果による

携帯電話で通話やメールをしていますか



「平成19年度全国学力・学習状況調査報告書」平成19年12月
(東京都教育庁より)



一方、南関東における今後30年間の大地震の発生確率は70パーセントと言われており、建物被害については、東京湾北部地震マグニチュード6.9の場合、都内建物約270万棟のうち、ゆれ・液状化・急傾斜地崩壊により、約6万棟が全壊、約21.5万棟が半壊と想定され、多摩直下地震の場合には、約2.1万棟が全壊、約16.2万棟が半壊と想定されている。

こうした被害想定から、施設の耐震化や初動体制の強化が求められている。

1) ブログ：ウェブ(web)とログ(log)との造語ウェブログ(weblog)の略。インターネット上において、個人や数人のグループで運営され、日々更新される日記的なページ群

学校内や登下校中の子供の安全を守るため、地域で子供を見守る取組や子供自らが自分を守る手段の普及など、学校・PTA・地域・関係機関がそれぞれに連携した取組を進める。

また、感染症の流行や、金銭トラブルなどの消費生活上の危険に対しても、正しい知識の普及を図る。

【推進計画】

41 地域全体による子供の安全の確保

地域ぐるみの学校安全体制整備の推進

学校安全ボランティアである「スクールガード」の養成講習会を開催するとともに、防犯の専門家や警察官OB等を地域学校安全指導員として委嘱する「スクールガード・リーダー」が学校の巡回指導や評価等を実施するなど、学校における家庭や地域と連携した安全管理に関する取組を一層充実する。

通学路等における安全対策の推進

犯罪の抑止効果が高い青色回転灯を装着した自動車が都内の中学校区域に1台以上配備され、登下校時間帯にパトロール活動が行われるよう、区市町村や防犯ボランティア団体等が青色回転灯を整備する際の経費の一部を補助する。

42 「放課後子供教室」の推進【23ページ参照】

放課後や週末等に小学校等を活用して、すべての子供を対象として安全・安心な居場所を設け、地域住民の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進することができるよう、東京都放課後子供教室推進委員会において総合的な放課後対策を検討するとともに、コーディネーターや安全管理員等への研修を実施し、すべての区市町村において「放課後子供教室」を実施する。

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	5 年後の 到達目標
放課後子供教室 推進事業の定 着・推進	→		全区市町村で実 施	→	全区市町村で放 課後子供教室が 充実

43 安全教育プログラムの推進【23ページ参照】

都内すべての公立学校において安全に関して必ず指導すべき基本的事項とその指導計画等を示した全国初の安全教育プログラムを作成し、全教員に配布するなど、児童・生徒に危険を予測し回避する能力や、他者や社会の安全に貢献できる資質・能力を身に付けさせる。

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	5年後の到達目標
・安全教育プログラムの作成 ・開発委員会・推進校の設置	・安全教育プログラムを活用した教育の推進 ・推進校による公開授業・研修会の実施				危険予測・回避能力を身に付けた、安全・安心なまちづくりに貢献する人材を育成

44 学校における消費者教育の促進

悪質商法等による消費者被害を未然に防止するために「学校への出前講座」等を実施するとともに、「契約」など消費者としての基礎的知識を習得させるために「消費者教育読本」を活用するなど学校における消費者教育を促進する。

45 都立学校における感染症等の健康危機管理対策の推進

感染症の予防・対応方法の正しい知識を普及・啓発するなど、感染症対策を一層充実するとともに、室内化学物質対策を充実し、児童・生徒にとってより良好な学習環境を確保するため、マニュアルや講習会等を充実する。

様々な有害情報から子供たちを守るため、子供が自分自身で身を守る力を身に付けるほか、保護者も有害情報に対する認識を深めるとともに、社会においても子供を守る取組を進める。

【推進計画】

46 情報モラル教育の推進

児童・生徒に対して、発達段階に応じた情報モラル教育を推進し、様々なメディアの特性を理解させるとともに、情報を主体的に選択し、分析・評価し、適切に活用することができる能力を身に付けさせる。

47 子供とメディアとのかかわり方の保護者への普及・啓発

子供たちの多くは日常生活のかなりの時間を、携帯電話やインターネット、ゲーム機等に接して過ごしていることから、インターネット環境に対する幅広い知識を持つ人材を養成するとともに、PTA等を通じて保護者を対象に、インターネット社会における危機管理意識の醸成や家庭での親子のルールづくりの普及等に関する講座を開催する。

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	5 年後の到達目標
・人材の養成 ・講座の開催	→	→			家庭におけるインターネット等への対応が向上

48 携帯電話やインターネットの利用を巡る問題への対応

子供が携帯電話やインターネットを利用した犯罪の被害者にも加害者にもならないためには、いじめ等につながるサイトへの対応やフィルタリング²⁾の普及が重要である。携帯電話等事業者はフィルタリングの導入促進活動を強化しているが、着実に導入されるよう、引き続き関係事業者等へ働きかけを行う。

また、携帯電話やインターネットの利用を巡る問題についての庁内連絡会議を設置し、各局が連携しながら対応を検討する。

2) フィルタリング：インターネット上の情報を一定の基準で評価判別し、違法な情報や青少年にとって有害な情報の閲覧を自動的に遮断できる技術的手段で「有害サイトブロック」、「ウェブフィルタリング」等とも呼ばれる。

学校は、地震発生時において、児童・生徒の安全を確保するとともに、地域住民の避難所等としても機能するため、施設の耐震化等により、学校における震災対策を推進する。

【推進計画】

49 都立学校における緊急地震速報の活用

全都立学校へ緊急地震速報を活用するための機器を導入・設置するとともに、防災訓練の実施等により、児童・生徒及び教職員が地震発生時に迅速かつ適切に対応できる防災体制を実現する。

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	5 年後の到達目標
全都立学校に緊急地震速報を受信するための機器を設置	・運用 ・訓練の実施				児童・生徒及び教職員が地震発生時に迅速かつ適切に対応

50 都立学校施設の耐震化の推進

平成18年度に「東京都耐震改修促進計画」が策定され、学校が防災上重要な建物と指定されたことにより、都立学校においても、同計画に基づき、施設の耐震化を推進するとともに、常時生徒が利用する棟については、同計画の対象以外でも具体的な整備計画を作成し、平成22年度末までに耐震化を完了する。

51 都立学校の帰宅支援ステーション機能の強化

帰宅支援ステーション³⁾として位置付けられている都立学校において、発電機や携帯トイレ、保存水等の必要な物資の整備を行うなど、帰宅支援ステーション機能を強化し、地震発生時において帰宅困難者が早期に帰宅するための支援体制を整える。

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	5 年後の到達目標
必要な物資・設備の整備・充実	教職員の訓練の実施				地震発生時に帰宅困難者の早期帰宅を支援できる体制の確立

3) 帰宅支援ステーション：徒歩による帰宅者に対する支援として、水・トイレ・災害情報の提供を行う施設

3 子供・若者の未来を応援する

(9) 児童・生徒の「確かな学力」の向上

現状と課題

東京都教育委員会は、これまで、子供たちが、時間的・精神的ゆとりの中でじっくり学び、基礎・基本を確実に身に付ける教育を推進し、「確かな学力」の育成に取り組んできた。

児童・生徒一人一人の学力の状況を把握し、指導方法の改善・充実に生かすため、平成15年度以降「児童・生徒の学力向上を図るための調査」を実施してきた。平成18年度の調査結果からは、各教科とも平均正答率がおよそ7割、あるいは7割を超える程度にあることから、東京都の児童・生徒の基礎的・基本的な知識・技能等に関する学力は、おおむね良好な状況にあることが分かる。

しかし、中学生になっても小学校で習得すべき内容が十分身に付いていない生徒もあり、すべての児童・生徒に、基礎的・基本的な知識・技能を身に付けさせていくことは、これからも重視していく必要がある。

また、先に示した「児童・生徒の学力向上を図るための調査」や、国が実施した「全国学力・学習状況調査」における結果からは、東京都の児童・生徒は、基礎的・基本的な知識・技能はおおむね身に付いているものの、それに比べて、知識を活用する力が課題となっていることが分かる。

<平均正答率(%)>

対象	国語	算数 数学	英語	社会	理科
小学校5年生	71.9	76.8	-	81.9	73.7
中学校2年生	69.5	70.2	78.2	70.5	68.6

「平成18年度児童・生徒の学力向上を図るための調査報告書」
平成19年6月(東京都教育庁)より

<平均正答率(%)>

対象	都・国	国語A	国語B	算数・数学A	算数・数学B
小学校 6年生	東京	82.8	66.0	83.7	65.7
	全国	81.7	62.0	82.1	63.6
中学校 3年生	東京	81.6	72.0	71.4	60.6
	全国	81.6	72.0	71.9	60.6

[国語A、算数・数学A]
主として「知識」に関する問題

[国語B、算数・数学B]
主として「活用」に関する問題

「平成19年度全国学力・学習状況調査報告書」平成19年12月(東京都教育庁)より

平成18年にOECD(経済協力開発機構)が実施した「生徒の学習到達度調査(PISA)」(調査対象：高校1年生)の結果からは、我が国は、国際的に見て上位にあるものの、理数系の分野で世界トップレベルの状況でなくなったこと、科学への興味・関心や科学の楽しさを感じている生徒の割合が低いことが明らかになった。

基礎的・基本的な知識・技能の習得とそれぞれの教科で身に付けた知識・技能を活用する学習活動を重視し、児童・生徒の「確かな学力」を育成する。

また、生涯にわたって科学への興味・関心を持ち続けられるようにしていくことは、学術研究や地球規模の課題の解決を担う人材の育成において重要である。特に、理数系の学習は、実生活における活用や論理的な思考力の基盤としても大切であるため、児童・生徒の興味・関心を高めていく。

【推進計画】

52 「確かな学力」の定着と伸長【25 ページ参照】

基礎的・基本的な内容に関する指導の徹底

小学校・中学校それぞれの段階で、すべての児童・生徒が身に付けておくべき内容を指導するための基準「東京ミニマム」を示すとともに、都及び国の学力に関する調査の結果等に基づき、「授業改善推進プラン」の作成・実施・検証・改善のサイクルによる授業改善を推進する。

また、基礎学力向上の観点から、習熟の程度に応じた少人数指導を充実する。

知識・技能を活用する力や学習に対する意欲等の育成

知識・技能を活用する力、思考力や判断力、表現力、学習に対する意欲などを育成し伸ばしていけるよう、授業改善の視点や効果的な指導例を指導資料として示すなど、各学校における学力向上の取組を支援する。

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	5 年後の到達目標
<ul style="list-style-type: none"> ・問題解決能力等に関する調査 ・基礎的・基本的な事項に関する調査 ・「東京ミニマム」の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査結果や「東京ミニマム」を踏まえた「授業改善推進プラン」の作成と指導の徹底 				基礎・基本を身に付けさせる指導が充実し、児童・生徒の学力が向上

53 理数系の学習の促進

理科支援員等の配置

小学校5・6年の理科授業に、学生や退職教員、企業技術者等を「理科支援員」又は「特別講師」として配置し、授業における観察・実験活動を充実するとともに、小学校教員の資質を向上し、小学校における理科授業を充実する。

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	5年後の到達目標
<ul style="list-style-type: none"> 理科支援員等の配置 支援員対象の研修会の実施 					理科に対する児童の興味・関心が向上

科学技術週間の取組の推進

国の科学技術週間（発明の日である4月18日を含む1週間）において、ものづくり体験や実験教室、自然・生物観察等の実体験の機会を設け、児童・生徒が、科学技術に親しみながら、興味と関心を醸成する取組を推進する。

54 「第二次東京都子供読書活動推進計画」の策定

子供たちが知的好奇心を伸ばし、思考力や表現力を高め、感性や創造性を豊かにしていくため、平成20年度に「第二次東京都子供読書活動推進計画」を策定し、読書活動を推進する。

これまでコンピュータは、パソコン教室等に集中的に設置され、各教室において様々な授業で活用することができないなどの課題があった。また、都立学校のICT化は全国的に見て非常に遅れており、その整備が喫緊の課題となっていた。

ICTを活用した授業改善を積極的に進め、児童・生徒の学習に対する意欲や学習の達成感等を高めていく。

【推進計画】

55 都立学校ICT計画の推進【25ページ参照】

全都立学校への校内LANの整備

校内LANを整備することにより、教員同士が情報を共有し、相互に教材を開発・活用できる仕組みや生徒が自由にその教材を活用し、予習・復習できる仕組みを構築する。

ICT機器を活用した授業の促進

持ち運び可能なコンピュータを配備することで、どの教室においてもインターネット等を活用した授業が行えるICT環境を全都立学校に整備する。

ICTの活用による教材作成や校務処理の効率化・高機能化

ICTを活用することにより、教材作成や校務処理の効率化・高機能化を進め、教員が教材研究や生徒の指導などの本来的な職務に取り組むことができる時間を確保するとともに、精度の高い分析データに基づく、児童・生徒一人一人に応じた一層きめ細かな指導を実現する。

ICTを活用した教員の指導力の向上

都立学校のすべての教員がICTを活用した授業を行うことができるように、教科別リーダーの養成や全教員を対象としたICT研修、コンピュータが苦手な教員への研修などを実施する。なお、その際、個人情報の取扱い及び管理に関する研修も併せて実施する。また、「情報教育ハンドブック」(仮称)を作成する。

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	5 年後の到達目標
・ ICT 環境の整備	→	・ 校内 LAN、ネットワーク、教員個人端末の本格運用			ICT を活用した指導が充実し、児童・生徒の学力が向上
・ ICT に係る教員研修	→				

(10) 子供の心と体の健やかな成長

現状と課題

日本の高校生は、喫煙や飲酒、学校をさぼること等に対して、悪いと思う割合が低い傾向にある。小・中学校においても、掃除当番などクラスの仕事をさぼることがある児童・生徒の割合が増加している。

社会生活上のルールやマナーは「家庭で学ぶべき」と考えている都民は多いが、子供を教育する立場にある大人の規範意識の低下も問題となっている。

東京都では、次代を担う子供たちに対し、親と大人が責任をもって正義感や倫理観、思いやりの心をはぐくんでいこうとする「心の東京革命」を推進しているが、今後も、学校や家庭、地域が協力し、社会全体で規範意識の向上を図る必要がある。

子供たちの間では携帯電話やインターネット等を使った従来とは異なる方法のいじめが増加している。小学校で器物破損が増加するなど、暴力行為も増加傾向にある。また、中学校での不登校の出現率は3パーセント台である。このように、いじめ、暴力行為と不登校は、依然として大きな課題である。

一方、子供たちの体力・運動能力については、約30年前の昭和50年度に比べて低下傾向にある。東京都の子供たちは、運動能力において全国調査結果より下回っている項目が多く、さらに、中学校や高校では、年齢とともに運動しない生徒の割合も増加している。

高校生は絶対にしてはならないこと (%)

項目	日本	米国	中国
麻薬を使用する	93.1	73.4	97.4
万引きをする	84.4	76.3	91.3
売春	81.9	-	94.8
友達をいじめる	79.4	79.3	78.2
タバコを吸う	68.5	73.2	79.0
お酒を飲む	36.7	52.0	51.3
学校をさぼる	30.8	49.8	63.8
無断外泊する	23.5	43.5	64.5
へそ出しの服を着る	11.8	10.5	53.2
ズボンを腰の下まで下げる	11.4	11.5	42.4
学校の廊下で座る	10.8	15.0	45.3
授業中おしゃべりする	9.2	11.9	24.4

「高校生の学習意識と日常生活調査報告書」
平成17年3月(財団法人日本青少年研究所)より

東京都における不登校児童・生徒数の推移(単位:人)

校種	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
小学校	2,016 (0.38)	1,869 (0.35)	1,803 (0.33)	1,771 (0.32)	1,871 (0.34)
中学校	7,332 (3.22)	7,000 (3.16)	6,893 (3.17)	6,765 (3.12)	7,049 (3.24)

()は出現率(不登校児童・生徒/児童・生徒総数×100)
「平成18年度児童・生徒の問題行動等の実態について」
平成19年8月(東京都教育庁)より

(秒)

50M走	年度	男子 11才	女子 11才
全国	昭和50年度	8.80	9.10
	平成18年度	8.89	9.22
東京都	平成19年度	8.93	9.21

(m)

ソフトボール投げ	年度	男子 11才	女子 11才
全国	昭和50年度	34.00	19.90
	平成18年度	29.46	17.24
東京都	平成19年度	28.05	16.10

「体力・運動能力調査」文部科学省
「平成19年度東京都児童・生徒の体力テスト調査報告書」
(東京都教育庁)より

公共の場での基本的なマナーを守れない、耐性を欠き自己をコントロールできない子供が増えているため、子供たちの発達段階に即して、社会の責任ある一員としての規範意識や公共心、思いやりの心等を育成する。

近年の社会的に責任ある立場の人々による不祥事の頻発や学校に理不尽な要求をする親の存在は、大人の社会的責任に対する意識の低下を助長しており、社会全体で規範意識の向上を図る。

いじめ、暴力行為、不登校が、依然大きな課題であり、携帯電話やインターネット等を使いたいじめが深刻な問題となっているため、学校のみならず、子供自身や子供を取り巻く大人・関係機関の相互の協力による総合的な対応を進める。

【推進計画】

56 道徳教育の質的な向上

都内全公立小・中学校等において、引き続き道徳授業地区公開講座を実施するとともに、「東京都道徳教育郷土資料集」を活用するなど、指導方法の改善や教材の研究開発等の取組を推進する。

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	5 年後の到達目標
・道徳授業地区公開講座 ・教材の研究開発・配布					公立学校における道徳授業が充実し、児童・生徒の道徳的実践力が向上

57 「法」に関する教育の推進【26ページ参照】

規範意識など自由で公正な社会の担い手としての資質・能力の基礎を学校段階から育成するため、責任ある市民生活を送る上で必要となる身近な「法」に関する教育のカリキュラム開発や指導資料の作成を行うとともに、教員研修等を実施する。

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	5 年後の到達目標
・協議会の設置 ・法に関する教育についての検討 ・カリキュラム開発 ・啓発リーフレット等の作成	・公開授業・シンポジウム開催		・全小学校で実施	・全中学校で実施	全公立小・中学校において法に関する教育が展開

58 福祉に関する学習の推進

平成19年3月に改訂した福祉学習資料「福祉探検」を、区市町村教育委員会に周知するとともに、ホームページに掲載することなどにより、小学校高学年から中学校の総合的な学習の時間等において、高齢者や障害のある人への理解や社会保障などの仕組みを学ぶ福祉に関する学習を推進する。

59 「心の東京革命」の推進

家庭における生活習慣の確立やマナーの育成などの取組を一層推進するとともに、あいさつ運動の全都展開、心の東京塾等「心の東京革命」の趣旨を踏まえた普及・啓発活動を実施するなど、家庭・学校・地域における「心の東京革命行動プラン」に基づいた具体的な活動を支援する。

60 学校における動物愛護等の普及・啓発活動の促進

動物愛護等に関する普及・啓発資料等を区市町村教育委員会等へ提供するとともに、地域の動物愛護推進員と小・中学校との連携による動物教室の実施に向けた支援や、東京都獣医師会との連携による教職員等を対象とした研修を実施するなど、学校における動物愛護等に関する普及・啓発活動を促進する。

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	5 年後の到達目標
<ul style="list-style-type: none"> 普及・啓発資料等の作成 区市町村・獣医師会との調整 	<ul style="list-style-type: none"> 動物愛護推進員の研修 	<ul style="list-style-type: none"> 普及・啓発資料等の提供 教職員等の研修 	<ul style="list-style-type: none"> 動物教室の実施 		全区市町村において動物愛護管理に関する講習会等を実施

61 児童・生徒のいじめ、暴力行為等への対策の強化

多様化、複雑化、深刻化する児童・生徒の問題行動に対して未然防止や早期発見・早期対応を図るとともに、児童・生徒自らも解決策を見出していけるよう、24 時間体制の電話相談や児童・生徒参加のフォーラム、問題行動の解決のための専門家等の派遣、健全育成のためのサポートチーム推進モデル地域の指定を行うなど、相談・啓発・学校支援・地域及び関係諸機関との連携の四つの視点から取り組む。

また、様々な悩みにより心理的に追い込まれた結果の自殺を防止できるよう自殺総合対策東京会議において様々な分野の関係機関との連携を図るなど、社会全体で自殺対策に取り組み、自殺問題等に関する普及・啓発や早期発見・早期対応等の取組を着実に推進する。

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	5 年後の到達目標
<ul style="list-style-type: none"> ・24 時間電話相談の実施 ・問題行動防止フォーラムの実施 ・問題行動学校支援員の派遣 ・サポートチーム推進事業 公立中学校 5 割設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・区市町村等へ拡大 全公立中学校設置 	<ul style="list-style-type: none"> 成果の普及・啓発 		<ul style="list-style-type: none"> 都立学校・小学校 5 割設置 	問題行動等の解決に向けた学校の指導体制・相談体制が確立

62 児童・生徒の不登校への対策の強化

不登校は、いじめ、友人関係、学業不振、家庭の問題など様々な背景や要因があり、その状況が多様化・複雑化している。不登校の解消には、個々の状況に応じたきめ細かな支援が必要不可欠である。児童・生徒の不登校に対しては、定期的な実態把握や相談機関など関係諸機関との連携等が行われているが、今後は不登校の子供一人一人に対して個別適応計画書を導入し、相談機関をはじめとした関係諸機関との連携を強化して適切な支援を一層具体的に進める。

また、これまでに不登校を解消した事例や不登校を克服した人の話を聞くフォーラムを開催し、教職員等の意識を啓発しながら不登校対策を着実に進めていく。

さらに、不登校経験者や高校中退者が社会との接点を失い、ひきこもりの状態となることを未然に防止するための取組を行うとともに、ひきこもりの状態にある若年者等を対象に、社会参加を目指す支援プログラムを実施・検証する。

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	5 年後の到達目標
<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な実態把握と対応（年 3 回） ・個別適応計画書の導入 ・不登校フォーラムの開催 ・ひきこもりの未然防止、支援プログラムの実施等 	<ul style="list-style-type: none"> ・成果の検証と活用事例集作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・成果の普及・啓発 			不登校の児童・生徒の個々の状況に応じた適切な支援を充実

子供たちの心身のバランスの取れた発育・発達を進めるためには、運動やスポーツを通じて健康づくりや体力向上に向けた取組を進めることが大切であり、学校・家庭・地域が連携を図り、幼いころから体を動かし、生涯にわたって積極的に運動やスポーツに親しむ習慣や意欲、能力を育成する。

また、子供たちが、国際親善や世界平和に大きな役割を果たしているオリンピックや国際的なスポーツ大会の意義等を正しく理解し、積極的に運動やスポーツに親しみ人々と交流することにより、心身の調和的な発育・発達を遂げ、進んで平和な社会の実現に貢献することができるよう、スポーツ教育を推進する。

さらに、部活動は、生涯にわたってスポーツ・文化等に親しむ資質・能力を育成するとともに、自主性、協調性、責任感等を高め、社会生活を力強く生きていく力を育成する。また、東京都は、平成25年に国民体育大会を開催するとともに、平成28年に行われるオリンピックの招致活動も行っており、児童・生徒や保護者はもとより、地域社会においても部活動の振興への期待が高いことから、指導体制を充実する。

【推進計画】

63 スポーツ教育の推進等による学校体育の一層の充実【26 ページ参照】

児童・生徒が運動やスポーツに親しみ積極的に体力を高めることができるよう、「東京都児童・生徒の体力テスト調査」により現状を分析するとともに、区市町村教育委員会との連携や家庭の理解の下に、学校体育の充実や体力の向上に積極的に取り組む「スポーツ教育推進校」の指定等によりスポーツ教育を推進する。

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	5 年後の到達目標
<ul style="list-style-type: none"> ・ 体力テスト調査 ・ スポーツ教育推進校の指定 ・ トップアスリートを学校へ招待 ・ アスリートによる部活動指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツ教育推進実践事例集作成 				各学校においてスポーツ教育を推進し、児童・生徒の体力が全国平均程度に向上

64 地域における子供のスポーツ活動の推進

子供たちが身近な地域で楽しみながら体を動かす機会を提供することができる「地域スポーツクラブ」¹⁾について、設立モデル事業の実施やクラブ設立に向けた研修会等を実施し、設置・育成を促進する。

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	5 年後の到達目標
地域スポーツクラブの支援		40 区市町村に設置			平成 25 年の東京国体開催までに全区市町村において設置

65 幼稚園、保育所及び小・中学校の校庭の芝生化の推進

子供が元気に走り回ることができる環境を整備するため、幼稚園、保育所及び小・中学校の芝生化を推進する区市町村等に対して、整備費等を補助する。

「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」を活用し、芝生にかかわる地域団体等のネットワークづくりや情報提供を通じて、学校と地域が連携した校庭の芝生化の取組を支援する。

66 児童・生徒の健康づくりの推進

「都立学校における健康づくり推進計画（後期）」を策定するとともに、全公立学校において学校保健委員会を設置するなど、学校と地域・家庭とが連携した児童・生徒の健康づくりを推進する。

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	5 年後の到達目標
・後期計画の策定・実施	・学校保健委員会の全校設置				学校・家庭・地域が連携した児童・生徒の健康づくりが実現

1) 地域スポーツクラブ：種目の多様性、世代や年齢の多様性、技術レベルの多様性を持ち、日常的に活動の拠点となる施設を中心に、会員である地域住民のニーズに応じた活動が、質の高い指導者の下、自主的な運営により行われているスポーツクラブ

67 部活動の振興

中学校や高等学校の総合体育大会をはじめとする体育大会を主催するとともに、部活動推進指定校や青少年を育てる課外活動支援事業等により、関係機関の協力を得ながら、都立学校の部活動を支援する。

児童・生徒の学校生活の充実やスポーツ・文化活動等の発展に資するために策定した「部活動振興基本計画」(平成 19 年 3 月)を踏まえ、すべての児童・生徒が経験できるスポーツ競技大会の工夫等に取り組み、運動部活動の振興を図るとともに、文化部活動についても振興策を検討する。

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	5 年後の到達目標
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種総合体育大会の開催 ・ 指導者講習会の開催 ・ 部活動推進指定校の指定 					部活動への生徒の加入率を 80 パーセント台に向上

68 部活動による競技力向上

平成25年の国民体育大会や、平成28年のオリンピック招致に向け、強化練習会の実施や専門的な指導者の導入等により、中学校・高等学校段階の競技力を強化するとともに、競技人口が少ない競技等の指導者養成講習会の実施等により、スポーツの普及を図る。

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	5 年後の到達目標
<ul style="list-style-type: none"> ・ 強化練習会の実施 ・ スーパーパイザーの導入 ・ 指導者養成講習会の開催 					高校生段階の競技力が向上し、平成 25 年の国体において総合優勝を実現

(11) 子供の社会的自立を支援する取組の推進

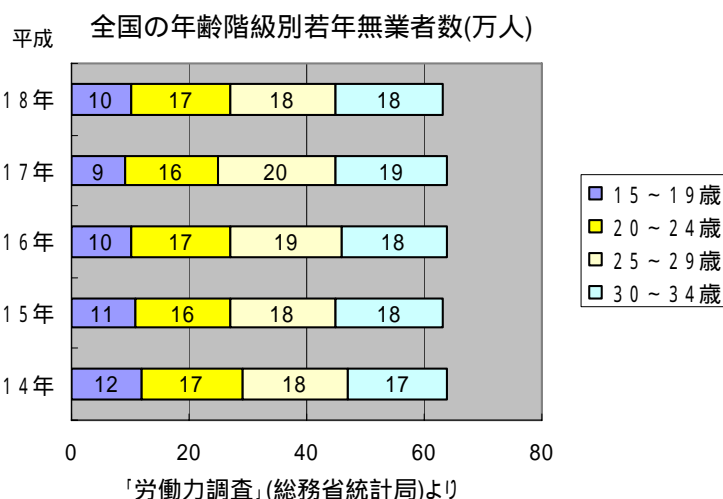
現状と課題

社会の一員としての自覚の不足や、自分の生き方や進路を十分考えないまま就職した結果、就職後数年で離職する若者が多い。

また、ニート¹⁾・フリーター問題は依然として解消しておらず、キャリア教育や進路指導体制の充実が求められている。

障害のある生徒の自立と社会参加に向けた支援の充実も課題となっている。とりわけ知的障害特別支援学校では、例年、高等部卒業生の30パーセント程度が一般企業に就労しているが、中学校の通常の学級や特別支援学級から高等部へ進学してくる知的障害の軽い生徒ばかりではなく、これまで福祉就労²⁾が多かった障害の程度の生徒についても、一般企業への就労を目指した職業教育の充実が課題となっている。

また、障害者が地域社会の一員として生活していくためには、居住する地域とのつながりが不可欠であるが、都立特別支援学校に在籍する児童・生徒が、地域の様々な人々と交流できる機会もまだ十分とは言えない状況にある。



1) ニート(NEET): Not in Education Employment or Training の略。就学、就労、職業訓練のいずれも行っていない若者

2) 福祉就労: 一般就労することが難しい障害者の働く場として、「授産施設」や「作業所」がある。これを一般の事業所(会社や工場・商店など)に就労する「一般就労」に対して「福祉就労」という。

社会の一員であることを認識し、自己の個性を理解して、最も合った進路を主体的に選択するとともに、その後の職業生活の中で自己実現を図っていくことができる自立した人材を育成するため、成長段階に応じたキャリア教育の取組を進める。

【推進計画】

69 小・中学校におけるキャリア教育の取組の普及・啓発

職場体験の受入先に関する情報を、区市町村教育委員会に提供するとともに、学校における優れた実践を紹介するなどして、小・中学校におけるキャリア教育の取組の普及・啓発を行う。

70 都立高校におけるキャリア教育の推進

都立高校に派遣された教育支援コーディネーター³⁾が、キャリア教育について、授業及び研修計画に係るコーディネートやアドバイスをを行い、企業や地域等の学校外の社会資源の効果的な活用により、キャリア教育の効果を高める。

生徒が進路を決める際には、大学・短期大学、専修学校・各種学校、企業などの進路先について十分な情報を得て、主体的に進路選択ができるようにする。

3) 教育支援コーディネーター：学校と地域、企業・NPOをつなぎ、外部の講師やボランティアが効果的に子供たちの教育を支援できるよう、教員をサポートしながら様々なコーディネート活動を行う人。都立学校では、「キャリア教育」や教科「奉仕」の円滑で効果的な実施を目指し、体験先の開拓やプログラムづくりなどの支援を行っている。

障害のある生徒の就労を、福祉作業所や授産施設へのいわゆる福祉就労から、可能な限り企業等への一般就労へ結び付ける教育を推進するとともに、障害のある児童・生徒について、様々な人と交流する機会を一層多く設け、社会参加を促進する。

【推進計画】

71 特別支援学校における職業教育と就労支援の充実【26 ページ参照】

障害のある児童・生徒が活動する喜びや働く喜び等が体感できるよう、特別支援学校の小・中学部等の段階からキャリア教育を充実する。

また、民間を活用した実習先・雇用先企業の開拓や東京都特別支援教育推進室による就労支援体制の構築、企業向けセミナーの実施などにより、すべての特別支援学校において企業就労を促進する。

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	5 年後の到達目標
・キャリア教育に関する委員会の設置	・知的障害特別支援学校小・中学部段階からのキャリア教育の実施	→			障害のある生徒の一般就労が拡大
・民間の活用による企業開拓		→			
・職業教育改善校の指定					
・企業向けセミナーの実施					
・就労支援体制の構築					

72 副籍制度の充実

都立特別支援学校に在籍する児童・生徒の、自分が生活する地域における、障害のない児童・生徒等との交流を促進するため、副籍制度⁴⁾を充実する。

4) 副籍制度：特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校に副次的な籍(副籍)を持ち、直接的・間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度

(12) 首都東京・国際社会で活躍する日本人の育成

現状と課題

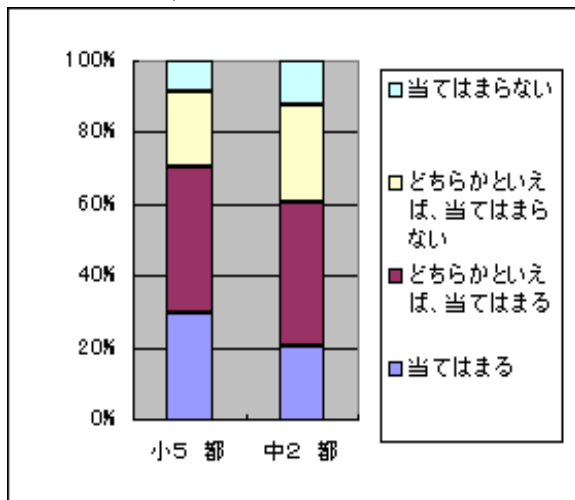
他者との人間関係をつくることが不得手になっている子供が増え、そのことがいじめや不登校などの問題の一因にもなっているとの指摘がある。人間は他者や社会とのかかわりの中で生きていくものであり、人間関係を築いていく力の育成は重要な課題である。また、自分をかけがえのない存在、価値ある存在として肯定的にとらえる気持ちを自尊感情というが、自尊感情が高まると、子供たちは自分を大切にすることができ、物事に積極的に取り組んでいくことができるようになる。

平成19年度に国が実施した「全国学力・学習状況調査」によると、「自分には、よいところがあると思いますか」との問いに、「当てはまらない」又は「どちらかといえば当てはまらない」と答えた東京都の児童・生徒は、小学5年生29.4パーセント、中学3年生39.6パーセントである。小学生の約3割、中学生の約4割が、自分のよさに自信を持ってないでいる。

また、国際的な子供の意識調査の結果では、アメリカや中国と比べて、日本の子供たちは肯定的な回答をする者の割合が低いことが明らかになっている。

自分のよさに自信を持ってないでいる子供たちに対して、自尊感情を高めていくことができるよう指導していくことが必要である。

自分には、よいところがあると思いますか



文部科学省「平成19年度全国学力・学習状況調査」より

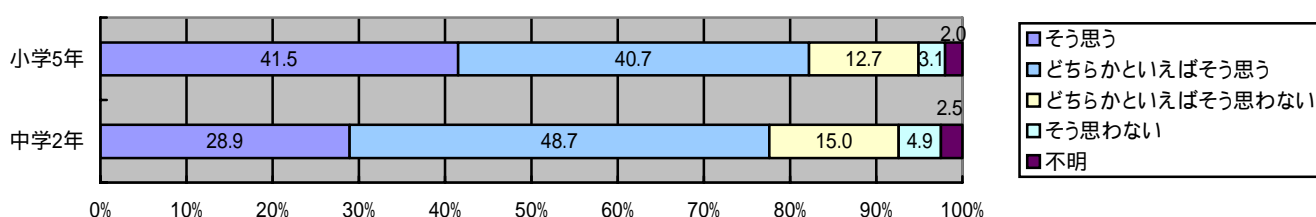
自分自身の感じ方、考え方（「よくあてはまる」と回答した割合） 調査対象年齢：中学1～3年生（%）

項目	日本	アメリカ	中国
私は積極的な人間である	10.9	34.7	22.2
計画を立てたら、それをやり遂げる自信がある	9.8	54.2	32.8
私は自分に大体満足している	9.4	53.5	24.3
私は、多くの良い性質を持っていると思う	6.6	49.5	14.6
私には人並みの能力がある	15.6	56.5	49.3
私には、誇れるものがあまりないと思う	14.9	9.1	10.2
時には、私は役に立たない人間だと思うことがある	19.1	12.8	9.2
私は他の人々に劣らず価値のある人間である	8.8	51.8	49.3

「中学生の生活意識に関する調査」平成14年11月（財団法人日本青少年研究所）より（一部抜粋）

こうした傾向が見られる一方、平成 18 年度に都が実施した「児童・生徒の学力向上を図るための調査」では、「将来人の役に立つ仕事がしたい」と考えている小学 5 年生は 82.2 パーセント、中学 2 年生は 77.6 パーセントと、いずれも高い率を示している。子供たちのこうした意欲を実際の活動に結び付け、環境やエネルギーの問題をはじめ人類全体の課題についての理解を深め、その解決に寄与しようとする意欲や態度を身に付けさせていくなど、首都東京、日本、国際社会で活躍する人材をいかにして育成していくかということが課題となっている。

将来、人のために役に立つ仕事がしたいか



「平成 18 年度児童・生徒の学力向上を図るための調査報告書」平成 19 年 6 月（東京都教育庁）より

さらに、社会のグローバル化が進む中で、自分とは異なる文化や歴史を持つ人々と共存していくためには、日本の伝統・文化について、その素晴らしさや価値を理解すること、自分が日本人であるという自覚や帰属意識を確立していくことが大切である。

重点施策 2 5

人間関係を築く基礎となる力の育成

子供たちが自分のよさに気付き、自信を持つことや、他者と積極的にかかわり、自分や相手の考えを相互に伝えたり理解したりするコミュニケーション能力は、人間関係を築く基礎となる力であり、国際競争の激しいこれからの社会を生きていく上で極めて大切な力である。

人間関係を築く力を育成することにより、自分と他者とのかかわり、社会の中の個人の役割や責任に対する自覚などを涵養し、社会への参画意識を高める。

【推進計画】

73 子供の自尊感情や自己肯定感を高めるための教育の充実【27 ページ参照】

子供一人一人が自己に自信を持ち、新たなことや困難なことにも挑戦しようとする意欲を高める教育を推進するため、子供の自尊感情の形成に係る研究を行い、その成果を生かした指導内容・方法の開発や教員研修を実施する。

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	5 年後の到達目標
・ 幼児・児童・生徒の創造性や自己評価等に関する意識等の基礎調査	・ 自己肯定感をはぐくむ指導法や環境等に関する実践研究	・ モデル校における実証研究 ・ 教員研修の実施 ・ 指導資料の作成	→	・ 成果検証 ・ 成果検証 ・ 指導資料の改訂	子供の自尊感情や自己肯定感を高めるための指導方法等の確立

74 コミュニケーションの基盤となる言語に関する能力の育成

国語科の学習で培った言語に関する能力を基本に、知的活動やコミュニケーションの基盤となる言語の役割を重視した各教科等における指導方法等の研究開発を行う。

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	5 年後の到達目標
教育課題等研究開発委員会（小学校外国語活動）の設置	検討	教育課題等研究開発委員会（小・中学校の言語活動）の設置	検討		児童・生徒の言語に関する能力が向上し、各教科等において発揮

75 様々な体験活動の機会の充実

ユースプラザにおける取組等を通じて、異年齢の子供や地域の大人との交流や宿泊体験、大人が働く場の見学や体験、自然や生物と触れ合う自然体験など、体験活動の機会を充実する。

生徒一人一人に、社会の一員であることを自覚させ、社会の役に立とうとする態度や志を育てていくため、教科「奉仕」の指導内容や指導方法をより一層充実する。

一方、グローバル化が進展する中で、子供たちはあらゆる国の人々とともに、互いに尊重し合い、国際協調や社会貢献の精神を高め、世界平和に貢献していく必要がある。とりわけ、世界的な環境危機に対して、東京都は、大気汚染や地球温暖化の対策において、国や他都市を先導する取組を実施しているところであり、子供たちにも、持続可能な社会の実現に向けて取り組むことができる意欲や態度を育成する教育を推進する。

【推進計画】

76 都立高校における教科「奉仕」の推進

都立高校に派遣された教育支援コーディネーターが授業及び研修計画に係るコーディネートやアドバイスを行うことにより、学校がNPOやボランティアなど外部の社会資源を有効に活用し、協力団体等による学習活動への協力や体験活動の場の拡大を図ることを支援する。

また、都立高校生が教科「奉仕」の学習成果を発表し、その理解を深める奉仕体験活動フォーラムの開催等により、奉仕体験活動を充実するとともに、都立高校生の社会貢献活動を推進する。

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	5 年後の到達目標
<ul style="list-style-type: none"> 都立高校での教科「奉仕」の実施 教育支援コーディネーターの派遣 奉仕体験活動フォーラム 	<ul style="list-style-type: none"> 奉仕体験活動検討委員会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 事業改善 事業の再構築 			若者が社会の一員としての自覚を持ち、社会貢献活動を実施

77 小・中学校における奉仕体験活動の促進

子供たちが社会の一員であることを実感し、社会に役立つ喜びを学んでいくために、都立高校における教科「奉仕」の成果を広く紹介するなど、小・中学校における奉仕体験活動の取組を促進する。

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	5 年後の到達目標
<ul style="list-style-type: none"> ・トライ&チャレンジキャンペーン ・11月を中心に奉仕体験活動等の啓発・推奨 ・未来を拓く体験発表会による成果の拡大 					公立小・中学校において奉仕体験活動の取組が充実

78 小学校等における環境教育の促進

環境やエネルギーに関する学習や環境問題の改善に寄与する取組を促進するとともに、都内全小学校の教職員を対象として研修を実施し、各校における環境教育のリーダー的存在を育成するなどして、子供たちが、人間活動と環境とのかかわりについて総合的に学ぶことができる教育を推進する。

また、中央防波堤外側埋立処分場の見学会を拡充し、小・中学生が、温暖化、緑化、再生可能エネルギー、省エネルギー等について総合的に学習できる機会を確保する。

さらに、家庭における省エネ節電等の実践的学習教材（省エネチェックシートなど）を紹介・提供することにより、都内全小学校において、体験、知識をすぐ実践に移すことができる環境を整える。

国際社会の中で、異なる文化や歴史に敬意を払い、様々な人々と共生していこうとする態度や能力を育成するため、我が国や郷土の伝統や文化、歴史についての理解を深め、尊重する態度を身に付けさせる教育を推進する。

【推進計画】

79 日本の伝統・文化理解教育の推進【27ページ参照】

都立学校においては、学校設定教科として開設した「日本の伝統・文化」に関する推進者養成研修等を実施し、教員の指導力を向上するとともに、伝統・文化に係る専門家についての情報の共有化や、それら専門家を講師として学校において活用する仕組みを構築するなど、外部講師の活用を支援する。また、伝統・文化を我が国や郷土の歴史と関連させて学ばせることができるよう、高等学校用の「日本の伝統・文化カリキュラム」の改訂や教材の開発を行う。

小・中学校についても、我が国や郷土の歴史を踏まえた発達段階に応じた体系的なカリキュラムの開発・作成を行うとともに、モデル地域の指定やそれらの実践に基づく指導資料の作成を行うなど、我が国や郷土の伝統や文化、歴史の理解教育を推進する。

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	5 年後の到達目標
<ul style="list-style-type: none"> ・ 都立学校への外部講師活用の支援 ・ 小・中学校のモデル地域指定 ・ 小・中学校のカリキュラム開発 	→	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小中高の系統性を踏まえた指導資料の見直し 	→	→	児童・生徒が国際交流等において日本の伝統・文化を自信を持って発信

80 子供が芸術家等と触れ合う機会の確保

学校以外の場所で、日本の伝統・文化について学習する機会を設けることも重要であることから、子供が能や狂言等の伝統芸能を体験・発表できる機会を提供するとともに、子供たちの身近な文化施設等に芸術家が出向くなど、子供たちが、それぞれの地域において、様々な分野の芸術家等と直接触れ合う機会を広げる。

第3章
東京都教育ビジョン
(第2次)
の実現に向けて

関係局、関係機関等との連携・協力

本ビジョンの策定に当たっては、次代を担う子供たちが将来に夢や希望を持ち、健やかに成長していくことを願い、学校教育の充実はもちろんのこと、学校を社会全体で支える仕組みの構築や、子供の生活や成長の基盤となる家庭教育への支援、学校や地域における子供たちの安全確保、障害のある児童・生徒の社会参加の促進などの施策を総合的に盛り込んだ。これら施策は、学校教育だけにとどまるものでなく、施策の実現に当たっては、関係各局をはじめ、企業や大学、NPO、地域住民などとの連携・協力が重要となる。

教育に係る取組は、相互に協働して行うことによってこそ進展していくものであることから、東京都教育委員会は、都民の参加と協力の下に、広域的な視点から、社会全体で子供の教育を支える仕組みづくりを推進していく。

東京都の公立学校の教育行政は、都立学校については東京都教育委員会が、区市町村立学校については区市町村教育委員会が所管し、それぞれの役割を分担しつつ推進している。しかし、教育に係る諸課題の解決や子供たちの健やかな成長を目指した施策の推進には、協働した取組が欠かせない。

そのため、東京都教育委員会と区市町村教育委員会との意見交換の場を設置するなど、教育行政に係る課題や取組について相互に情報交換しながら連携・協力できる仕組みをつくっていく。

東京都では、私立学校に在学する児童・生徒の割合が、幼稚園では9割、高等学校では5割強を占めており、公教育にとって、私立学校は重要な役割を果たしている。

本ビジョンは、公立学校を中心とした施策を検討・策定したものであるが、私立学校の自主性・独自性を尊重しつつ、連携可能な施策については情報提供を行い、理解と協力を求め、その実現を目指す。

確実な実現に向けた点検・評価

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、平成 20 年度から、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないことが規定された。

本ビジョンでは、取組の方向・重点施策に基づき、推進計画を示したところであり、その達成に向けて、実施状況を毎年点検・評価し、結果を反映させることにより、施策を確実に実現していく。

更なる改革を進めるための国への提案要求

本ビジョンに掲げた施策を進めていく上で、必要な項目を国に対して働きかけを行い、更なる改革を進めていく。

1 公立学校の教職員定数の充実

「教育は人なり」というように、これからの時代を切り拓き、次代を担う子供たちを育成していく上で、教職員の果たす役割は大きい。習熟の程度に応じた少人数指導を実施することなどにより、教育効果を高めることが期待されるため、国が教職員定数を改善することは、極めて重要である。

国においては、これまで数次にわたって教職員定数改善計画を策定し、教職員定数の改善・充実に図ってきたところであるが、平成 13 年度から 17 年度までを計画期間とする「第 7 次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画」及び「第 6 次公立高等学校教職員定数改善計画」の計画期間終了後、新たな教職員定数改善計画の策定が見送られている。

一方で、学校における児童・生徒の学力低下への不安、いじめ、不登校、中途退学等への対応や、障害のある児童・生徒の障害の重度・重複化や多様化への対応が求められており、学習指導と生活指導の両面から児童・生徒一人一人の特性を十分理解し、個に応じた指導を公立学校において一層充実していく必要がある。

習熟の程度に応じた少人数指導などきめ細かい指導の充実や、学校教育法の改

正で設けられた学校運営を組織的に機能させるための新たな職への教員配置の拡充、新しい学習指導要領の改訂に伴う移行措置の実施も含めて、児童・生徒へのきめ細かな指導を行うために必要な教員が配置できるよう、国が次期教職員定数改善計画を策定し、充実を図ることを要求する。

2 特別な支援が必要な子供の教育の充実

障害のある幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導と必要な支援を行っていく必要がある。障害の重度・重複化や多様化への対応や、区市町村及び小・中学校等における特別支援教育を支援するため、特別支援学校のセンター的機能の充実が求められている。障害のある幼児・児童・生徒に、きめ細かな指導を実施するための教員定数の改善及び、特別支援学校のセンター的機能の充実を図るための教員定数の改善を要求していく。

外国人の子供の増加に伴い、不就学の子供が増加することが懸念されている。区市町村における外国人登録の際だけではなく、在外公館における査証発給時や入国管理局における入国審査時に、外国人に日本の教育制度等の周知を図るよう関係省庁への働きかけを要求していく。また、現行の外国人登録では、区市町村が転居・出国等の事情による居住地等の外国人の実態を十分に把握できないことから、外国人の子供の不就学の防止に向けて、外国人の子供の実態把握ができる在留管理制度を構築するよう要求していく。さらに、大学の養成課程や教員の免許更新講習で、教員が外国人児童・生徒に対する日本語指導や多文化共生の理解を深めることができる内容を盛り込むよう要求していく。

3 就学前教育に関する改善

都内在住の3歳以上の幼児の約60パーセントが幼稚園、約40パーセントが保育所等に在籍している。就学前教育を充実させるためには、幼稚園教諭及び保育士に、基本的な生活習慣の定着、小学校教育への円滑な接続、障害のある幼児の指導など、就学前教育の今日的課題について、研修の機会や研修内容をさらに充実させることに加えて、幼稚園教諭及び保育士の養成段階のカリキュラムにおいても就学前教育の今日的な課題について学ぶ機会や内容を充実させる必要がある。

就学前教育の充実のため、文部科学省と厚生労働省という管轄が異なる幼稚園と保育所等の教員・保育士が共通した内容の研修を連携して行えるよう、就学前教育に係る理解推進事業の実施に必要な措置や財源を要求していく。また、大学や専門学校等における幼稚園教諭・保育士の養成課程において、就学前教育とし

て学ぶべき必要な内容を増やしていくよう要求していく。

平成 18 年度に発足した認定こども園は、幼稚園機能及び保育所機能を併せ持つ施設として設置された。従来の幼稚園認可及び保育所認可を受けている施設だけではなく、一定の基準を満たしていれば、認可を受けない施設についても類型別に認定こども園として認められている。しかし、国の財源措置は、従来の認可幼稚園、認可保育所に対してのみである。認可を受けないが幼稚園及び保育所の機能を有する地方裁量型については一切財源措置がない。また、認可幼稚園に保育所機能を加えた幼稚園型、認可保育所に幼稚園機能を加えた保育所型の、それぞれ保育所機能及び子育て支援事業、幼稚園機能部分についても財源措置がない。

教育・保育に対する様々なニーズにこたえることができる制度である認定こども園の更なる普及を図るためには、認定こども園のすべての類型に対して必要な財源措置について要求していく。

4 子供の安全・安心の確保

学校の校庭や教室等を活用した安全・安心な子供たちの活動拠点（居場所）づくりである「放課後子供教室推進事業」について、障害児の受入れ促進につながる人的措置に係る助成の拡充と、バリアフリー化や介護への補助等の条件整備など事業促進に必要な財源措置等を要求していく。

義務教育学校における不審者の侵入等事件を受け、学校の安全管理対策として、施設整備について、平成 14 年度から国庫補助事業が制度化された。しかし、その後も事件が後を絶たず、学校の安全を確保するためには、施設等の整備とともに不審者対策等の観点から人的な対応も含めた総合的な支援策を行う必要がある。

施設等の整備に係る「安全・安心な学校づくり交付金」の充実とともに、不審者対策等の観点からの人的対応についての財源措置、「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の継続実施を要求していく。

都内公立学校の学校施設は、昭和 30 年代から 40 年代前半までの児童・生徒急増期に建設された老朽校舎が多い。そのため、新耐震設計基準によらない昭和 56 年以前に建設された都内小・中学校の校舎棟数は、全体の約 8 割に達する（平成 19 年 4 月 1 日現在）。区市町村立学校の耐震化が一層進むよう、老朽化した学校施設の改築工事に対しても、耐震補修工事と同率の国庫補助金を確保するよう要求していく。また、障害のある児童・生徒のための施設整備については、現在エレベーターの整備等大規模改造事業が地方交付金の対象となっているが、手す

りやスロープの設置など小規模な整備も対象とするよう要求していく。

5 高等学校の教育

都内の高等学校には都内中学校卒業生の約 97 パーセントが進学しており、多様な生徒が在籍している。このため、高校生の学力には大きな幅があり、生徒の実態に即して学習指導を行っている。しかし、現行の学習指導要領では、課程や学科を問わずすべての高校生が共通に履修すべき必履修教科・科目が定められているなど、教育課程編成に関する規定が詳細に定められており、多様な生徒の状況に即しきれていない面がある。

このため、必履修科目は地理歴史科の「日本史」、保健体育科の「体育」「保健」以外は、各教科でそれぞれ一科目として、科目を指定しないよう要求する。また、総合的な学習の時間の授業時数や、学校週五日制により休業日となっている土曜日の扱いについて、学校や生徒の実態に応じて弾力的に扱えるようにすることを要求していく。

都内の高等学校に在籍する生徒の約 73 パーセントが大学・短期大学への進学を希望する中で、多くの高等学校は、大学入試を意識した教育課程を編成している。大学入試の動向は高等学校の教育にも多大な影響を及ぼしているため、大学教育の在り方の検討を更に進め、各大学の特色を一層明らかにするとともに、大学入学後を見据えて高等学校で学ぶべき科目等の内容を示すなど、現行の大学入試の改善を図ることを要求していく。

平成 20 年度の大学入試センター試験では、学習指導要領で定められた必履修科目のうち「数学基礎」、「理科基礎」の 2 科目は出題されていない。私立大学でも、地理歴史科の受験科目が「世界史 B」、「日本史 B」のみしか設定されていない大学が多い。

大学入試センター試験においては、すべての必履修科目で受験できるよう、試験科目の増加等を求めるとともに、私立大学でも、大学入試センター試験の活用を一層促進するなど、すべての必履修科目で受験することが可能になることを要求していく。

6 有害情報から子供を守るための取組

都は、学校教育において情報教育を行い、子供たちの情報モラルの育成に努めるとともに、保護者に対しては家庭のルール作りを支援する講座を開催するなど

普及・啓発事業を行ってきた。また、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」の規定を整備し、フィルタリングの普及に努めている。しかし、子供たちは、依然として携帯電話やインターネットを通じて出会い系サイト、卑わいな画像等を含んだサイト等を利用できる環境にあり、違法・有害情報へのアクセス等を看過できない状況が生じている。

国から携帯電話等事業者に対して、利用者の年齢等に適合したきめ細かいフィルタリングサービスの提供の働きかけを行うことや、保護者が携帯電話等の契約時等あらゆる機会を通じて、フィルタリングサービスの必要性について、十分に情報提供を受けることができるよう、携帯電話等事業者に働きかけを行うなど、有害情報から子供を守る具体的な取組を一層強化することを要求する。また、有害コンテンツから子供たちを守るために、国に対して関係業者への指導および監視体制の強化、その他法的な規制も含めた必要な措置を講ずるよう要求する。

參考資料

都民の意見と意見の反映

平成 20 年 1 月に本ビジョンの「中間まとめ」を公表し、パブリックコメントを実施するとともに、別途、有識者及び教育モニターからも御意見を伺いました。

ここでは、示された主な御意見を本文に沿って整理し、それに対する都の考え方を示しました。

第 1 章 「基本的な考え方」について	
御 意 見	<p>21 世紀の生涯学習においては、競争社会に勝っていく力や能力・資質を持つとともに、生活の場面ではお互い支え合い助け合って共生することができるような、強さと優しさが日本人には求められている。</p> <p>教育の現場の人たちが、これからの社会の変化に立ち向かっていくために、実際に社会にいる我々がどのように具体的に支援していくのが重要であり、このビジョンの内容を教育の現場でどのように具体化していくのが重要である。</p> <p>いろいろな挑戦をするためには、失敗する場が必要であるが、大人や社会が、一度や二度失敗をしても、そこからうまく再度挑戦することができるということを、しっかり子供たちに伝えていくべきである。</p> <p>外部人材は是非活用すべきであるが、学校の中には外部の意見を受け入れることが良いと思っていない人がいるので、その違和感をなくすることが大切である。</p>
都 の 考 え 方	<p>これからの時代は、すべての都民が生涯を通じて自己実現のために努力することができる豊かな社会である生涯学習社会と言われますが、その中で子供たちが未来を切り拓いていくためには、国際競争の激しい社会において力強く生き抜いていく力とともに、自らを律しつつ他人と協調し、他人をおもいやる心や感動する心などを育成することが必要です。（8、10ページ）</p> <p>東京都の教育を更に向上させていくためには、社会全体で子供の教育に取り組むことが必要で、そのための仕組みを構築し、都内全域に波及させていくことが重要です。（8ページ）</p> <p>子供たちがこれからの時代を主体的、創造的に生きていくためには、「確かな学力」を身に付けることが必要です。そのため、子供たちが知的好奇心を広げ、試行錯誤を繰り返しながら、様々なことにチャレンジしながら成長していくことができる教育の実現を図っていく必要があります。（10ページ）</p> <p>これからの学校は、教育をすべて教員だけで担おうとしてきた意識を改め、積極的に外部の人材を活用し、広く様々な分野からの協力を得て学校を地域に開かれたものにしていくことが必要です。（9ページ）</p>

第2章 「 家庭や地域の教育力向上を支援する」について	
御意見	<p>乳幼児期からの子供の教育支援においては、地域の担い手について言及すべきである。</p> <p>父親が家庭教育に参加しやすくする環境づくりは、企業の責任である。</p> <p>団塊の世代の人たちが、地域において人間関係を築いていけるように、早い段階から地域になじませるべきであり、彼らをボランティアとして育成していく仕組みや仕掛けが必要である。</p> <p>退職教員の活用にふれているが、すでに東京都公立小学校退職校長会が、平成20年度からボランティア制度を立ち上げようとしているので、連携を図って欲しい。</p> <p>これからは地域に根差した学校が大事であり、学校を核としたコミュニティづくりが項目として入ると良い。</p>
都の考え方	<p>乳幼児期からの子供の教育の重要性を伝えるための効果的な方法を開発するとともに、地域において乳幼児と親を支援するネットワークづくりを進めます。（30ページ）</p> <p>仕事と生活の調和による親の教育参加を推進するために、社会全体における仕事と生活の調和に関する意識改革を進めることが大切で、具体的施策に関する実践プログラムを作成して企業等への普及を図っていきます。（32ページ）</p> <p>高齢者や団塊の世代をはじめとした地域住民を教育サポーターとして養成するため、研修・養成プログラムを検討し、都内各地で活躍できるように支援していきます。（38ページ）</p> <p>東京都の退職教職員が、地域社会における教育活動にボランティア等として積極的に参加できる仕組みを構築します。（38ページ）</p> <p>「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の活用や「学校支援ボランティア推進協議会」の設置推進により、学校を地域コミュニティの核として位置付けていきます。（39ページ）</p>

第2章 「 教育の質の向上・教育環境の整備を推進する」について	
御意見	<p>職責に見合った人事・給与制度は、具体的にどうやって構築するかは難しい問題であるが、公立学校を改善するためには必要である。</p> <p>外部専門家は教育現場に必要であるが、ガイドラインのようなものを検討・作成し、有効に活用すべき。</p> <p>子供が犯罪に巻き込まれる事件が多いので、地域住民が積極的に見守ることが必要。</p> <p>消費者教育を充実させていくことも極めて重要であり、ビジョンの中で補強して欲しい。</p> <p>学校における震災対策の推進は重要であり、十分な予算をとって進める必要がある。</p>

都 の 考 え 方	<p>校長、教諭及び養護教諭について、職務の困難度及び責任の度合いの違いに基づいて職を分化し、新たな職として設置した統括校長、主任教諭及び主任養護教諭を任用するとともに、教員それぞれの職に応じた適切な処遇を実現します。（45 ページ）</p> <p>専門性を有する人材をはじめ、多様な外部人材の効果的な活用の方法等について総合的に検討し、学習指導における指導体制の改善や教員の職務の効率化を進めます。（53 ページ）</p> <p>学校安全ボランティアである「スクールガード」の養成講習会を開催するとともに、防犯の専門家や警官 OB 等を地域学校安全指導員として委嘱する「スクールガード・リーダー」が学校の巡回指導や評価等を実施するなど、学校における家庭や地域と連携した安全管理に関する取組を一層充実します。（62 ページ）</p> <p>悪徳商法等による消費者被害を未然に防止するために「学校への出前講座」等を実施するとともに、「契約」など消費者としての基礎的知識を習得させるために「消費者教育読本」を活用するなど学校における消費者教育を促進します。（63 ページ）</p> <p>都立学校における緊急地震速報の活用、都立学校施設の耐震化の推進、都立学校の帰宅支援ステーション機能の強化により、学校における震災対策を推進します。（65 ページ）</p>
-----------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第2章 「 子供・若者の未来を応援する」について	
御 意 見	<p>教員に必要なのは、子供が間違った答えをしてもそうだねと言える「承認力」と子供がなぜそういう答えをしたのかを聞いてあげる「質問力」である。</p> <p>最近、ヨーロッパでは「習ったことを現実に適用していく力」の議論が盛んになっている。日本の子供たちは、潜在的な能力は高いものの、現実に適用していく力がヨーロッパよりも乏しいので、教育全般をとおして、これを高めていく努力が必要である。</p> <p>自殺対策基本法が施行され、青少年の自殺についても、関心は高いので加筆する必要がある。</p> <p>特別支援教育において、一般就労に結び付ける教育と新たな職域開拓の推進が必要である。</p> <p>教職員向けの環境教育の研修が必要である。</p> <p>目的を持って学習するためにも、地域の職場をもっと活用し、児童・生徒又は教員が企業などの現場に行き行って体験することが必要である。</p>
都 の 考 え 方	<p>学習指導に関する専門性の向上を図る研修を実施するとともに、子供の自尊感情や自己肯定感を高めるための教育を充実させていきます。（43、81 ページ）</p> <p>知識・技能を活用する力、思考力や判断力、表現力、学習に対する意欲などを育成し伸ばしていけるよう、授業改善の視点や効果的な指導例を指導資料として示すなど、各学校における学力向上の取組を支援します。（67 ページ）</p> <p>自殺総合対策東京会議において様々な分野の関係機関との連携を図るなど、社</p>

会全体で自殺対策に取り組み、自殺問題等に関する普及・啓発等の取組を着実に推進します。(72 ページ)

民間を活用した実習先・雇用先企業の開拓や東京都特別支援教育推進室による就労支援体制の構築、企業向けセミナーの実施などにより、すべての特別支援学校において企業就労を促進します。(79 ページ)

都内全小学校の教職員を対象として研修を実施し、各校における環境教育のリーダー的存在を育成するなどして、子供たちが、人間活動と環境とのかかわりについて総合的に学ぶことができる教育を推進します。(84 ページ)

児童・生徒が自分の生き方や進路について考えることは、学習に対する意欲を高める上できわめて大切です。その際、地域の職場などで体験活動を行うことにより大きな成果を上げることが期待できるので、企業や地域等の社会資源を効果的に活用した取組を進めていきます。(78、79 ページ)